

令和6年度税制改正の概要

所得税法等の改正	本文 参照頁
1 新たな公益信託制度の創設に伴う所得税法等の整備 (1) 公共法人等及び公益信託等に係る非課税について、適用対象となる公益信託が公益信託に関する法律の公益信託（以下「公益信託」といいます。）とされ、公益信託の信託財産につき生ずる所得（貸付信託の受益権の収益の分配に係るものにあつては、その受益権が信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分に限ります。）については、所得税を課さないこととされました。 (2) 贈与等の場合の譲渡所得等の特例について、対象となる資産の移転の事由に「公益信託の受託者である個人に対する贈与又は遺贈（その信託財産とするためのものに限ります。）」が追加され、譲渡所得の基因となる資産等について公益信託の受託者に対する贈与又は遺贈があった場合には、受託者の主体の属性（個人・法人）にかかわらず、その贈与又は遺贈によるみなし譲渡課税を行うこととされました。 (3) 公益信託の委託者である居住者がその有する資産を信託した場合には、その資産を信託した時において、その委託者である居住者からその公益信託の受託者に対して贈与又は遺贈によりその資産の移転が行われたものとして取り扱うこととされ、公益信託に譲渡所得の基因となる資産等を信託した場合には、上記(2)のみなし譲渡課税が行われることが明確化されました。 (4) 寄附金控除について、認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭に代えて、公益信託の信託財産とするために支出したその公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの等を除きます。）が、特定寄附金として寄附金控除の対象とされました。なお、改正前に特定寄附金とみなされていた認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭については、引き続き寄附金控除の対象とする経過措置が講じられました。 (5) 所得税を課さないこととされる相続、遺贈又は個人からの贈与により取	99 99 100 101 101

得する財産等のうち個人からの贈与により取得する財産の範囲から、公益信託から給付を受けた財産に該当するものを除くこととされました。	
(6) 上記(2)の改正に伴い、みなし譲渡課税の対象となる事由を基準にその適用対象等が定められている措置（贈与等により取得した資産の取得費等）について、所要の整備が行われました。	102
2 減価償却資産の範囲及び耐用年数の改正	
(1) 減価償却資産の範囲に、無形固定資産として漁港水面施設運営権が追加されました。	103
(2) 鉱業権のうち、石油又は可燃性天然ガスに係る試掘権の耐用年数が6年（改正前：8年）に、アスファルトに係る試掘権の耐用年数が5年（改正前：8年）に、それぞれ短縮されました。	104
3 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成事業等により支給される金品の非課税措置の改正	105
非課税とされる一定の業務又は施設の利用に要する費用に充てるため国等から支給される金品について、その対象となる施設の範囲に、児童福祉法に規定する親子関係形成支援事業に係る施設が追加されました。	
4 公共法人等及び公益信託等に係る非課税の改正	107
適用対象となる公社債等の管理の方法に、一定の社債につき金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）又は登録金融機関にその社債の譲渡についての制限を付すこと等の要件を満たす保管の委託をする方法が追加されました。	
5 国庫補助金等の総収入金額不算入制度の改正	109
対象となる国庫補助金等に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金が追加されました。	
6 源泉徴収の対象とされる報酬・料金等の範囲の改正	110
源泉徴収制度及び支払調書の対象となる報酬・料金等の範囲に、社会保険診療報酬支払基金から支払われる流行初期医療の確保に要する費用が追加されました。	
7 本人確認書類の範囲の改正	113
国内に住所を有しない個人で個人番号を有するものに係る個人番号を証する書類の範囲に個人番号カードが追加されるとともに、その書類の範囲から還付された個人番号カードが除外されました。	

8 オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書等の電子交付の特例の改正	114
(1) 国内においてオープン型の証券投資信託の収益の分配又は剰余金の配当等とみなされるものにつき支払をする者が、その支払を受ける者からのその支払に関する通知書の交付に代えて行うその通知書に記載すべき事項の電磁的方法による提供についての承諾を得ようとする場合において、その支払をする者が定める期限までにその承諾をしない旨の回答がないときはその承諾があったものとみなす旨の通知をし、その期限までにその支払を受ける者からその回答がなかったときは、その承諾を得たものとみなすこととされました。	
(2) 集団投資信託を引き受けた内国法人が、個人又は法人からのその支払の確定した集団投資信託の収益の分配に係る通知外国所得税の額等の書面による通知に代えて行うその書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供についての承諾を得ようとする場合において、その内国法人が定める期限までにその承諾をしない旨の回答がないときはその承諾があったものとみなす旨の通知をし、その期限までにその個人又は法人からその回答がなかったときは、その承諾を得たものとみなすこととされました。	
9 計算書等の書式の特例（改正後：計算書等の書式等の特例）の改正	
(1) 適用対象に、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置に関する申告書が追加されました。	115
(2) 国税庁長官は、適用対象となる書類の書式について所要の事項を付記し、又は一部の事項を削る場合には、併せてその用紙の大きさを別表に定める大きさ以外の大きさ（日本産業規格に適合するものに限りです。）とすることができるとされました。	115
10 支払調書等の提出の特例の改正	116
支払調書等の e-Tax 等による提出義務制度について、この制度の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数が30枚以上（改正前：100枚以上）に引き下げられました。	

租税特別措置法等（所得税関係）の改正	本文 参照頁
第一 金融・証券税制の改正	
1 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の改正	
(1) 権利行使価額の年間の限度額である1,200万円の判定について、特定新株予約権に係る付与決議の日において、その特定新株予約権に係る契約を締結した株式会社が、その設立の日以後の期間が5年未満のものである場合には権利行使価額を2で除して計算した金額とし、その設立の日以後の期間が5年以上20年未満であること等の要件を満たすものである場合には権利行使価額を3で除して計算した金額として、その判定を行うこととされました。	127
(2) 適用対象となる新株予約権の行使により取得をする株式の管理の方法について、改正前の要件に代えて、「新株予約権の行使により交付をされるその株式会社の株式（譲渡制限株式に限ります。）の管理に関する取決めに従い、その取得後直ちに、その株式会社により管理がされること」との要件を選択適用できることとされました。	129
(3) 株式会社に提出する書面について、その書面の提出に代えて、電磁的方法によるその書面に記載すべき事項の提供を行うことができることとされました。また、その書面に記載すべき事項の提供を受けた株式会社は、各人別に整理し、その書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録をその提供を受けた日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされました。	131
(4) 付与会社等により管理がされている特定株式について、その管理に係る契約の解約又は終了等の事由によりその特定株式の全部又は一部の返還又は移転があった場合には、その返還又は移転があった特定株式については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額による譲渡があったものとみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例その他の所得税に関する法令の規定を適用すること等とされました。	131
(5) 「特定新株予約権の付与に関する調書」及び「特定株式等の異動状況に関する調書」の記載事項の見直しが行われました。	133
(6) 認定新規中小企業者等及び社外高度人材の要件の見直しが行われました。	134
2 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の改正	
(1) 一定の新株予約権の行使により取得をした控除対象特定株式にあっては、その控除対象特定株式の取得に要した金額に、その新株予約権の取得に要した金額を含むこととされました。	144

(2) 同一年中に複数銘柄の控除対象特定株式の取得をした場合において、特例の適用を受けた年の翌年以後の各年分におけるその控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額又は取得費から控除する金額の計算方法が明確化されました。	145
(3) 都道府県知事等の確認をした旨を証する書類について、その特定株式が一定の新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、その新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額の記載があるものに限ること等とされました。	146
(4) 適用対象に、居住者等が受益者となった一定の信託の財産として特定株式の取得をする方法が追加されました。	146
3 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の改正	
(1) 一定の新株予約権の行使により取得をした控除対象特定新規株式にあっては、その控除対象特定新規株式の取得に要した金額に、その新株予約権の取得に要した金額を含むこととされました。	150
(2) 都道府県知事等の確認をした旨を証する書類について、その特定新規株式が一定の新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、その新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額の記載があるものに限ること等とされました。	150
(3) 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。	150
(4) 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。	151
(5) 特定新規中小会社の確認手続において必要な添付書類が一部削減されました。	151
(6) 適用対象に、居住者等が受益者となった一定の信託の財産として特定新規株式の取得をする方法が追加されました。	151
4 租税特別措置法に定められている支払調書等の書式等に関する特例の整備	
(1) 国税庁長官は、次に掲げる調書等の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとされました。	152
① 障害者等の少額公債の利子の非課税措置に関する申告書	
② 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税措置に関する申告書	
③ 特定新株予約権の付与に関する調書及び特定株式等の異動状況に関する	

る調書	
④ 上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書	
⑤ 未成年者口座年間取引報告書	
⑥ 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書	
⑦ 償還差益の所得税徴収高計算書	
⑧ 割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書	
(2) 国税庁長官は、租税特別措置法に定められている調書等の書式について所要の事項を付記し、又は一部の事項を削る場合には、併せてその用紙の大きさを別表に定める大きさ以外の大きさ（日本産業規格に適合するものに限ります。）とすることができることとされました。	152
5 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の改正	154
適用対象となる公社債等の利子等の範囲に、一定の社債であって、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）又は登録金融機関にその社債の譲渡についての制限を付すこと等の要件を満たす方法による保管の委託がされたその社債の利子等が追加されました。	
6 上場株式配当等の支払通知書等の電子交付の特例の改正	
(1) 国内において上場株式等の配当等又は特定割引債の償還金等の支払をする者が、その支払を受ける者からのその支払に関する通知書の交付に代えて行うその通知書に記載すべき事項の電磁的方法による提供についての承諾を得ようとする場合において、その支払をする者が定める期限までにその承諾をしない旨の回答がないときはその承諾があったものとみなす旨の通知をし、その期限までにその支払を受ける者からその回答がなかったときは、その承諾を得たものとみなすこととされました。	157
(2) 上場株式等の配当等の支払の取扱者が、個人又は内国法人若しくは外国法人からのその上場株式等の配当等に係る控除外国所得税相当額等の書面による通知に代えて行うその書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供についての承諾を得ようとする場合において、その支払の取扱者が定める期限までにその承諾をしない旨の回答がないときはその承諾があったものとみなす旨の通知をし、その期限までにその個人又は内国法人若しくは外国法人からその回答がなかったときは、その承諾を得たものとみなすこととされました。	157
(3) 金融商品取引業者等が、特定口座を開設した居住者等からの特定口座年間取引報告書の交付に代えて行うその報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供についての承諾を得ようとする場合において、その金融商品取引業者等が定める期限までにその承諾をしない旨の回答がないときはそ	157

の承諾があったものとみなす旨の通知をし、その期限までにその居住者等からその回答がなかったときは、その承諾を得たものとみなすこととされました。

7 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の改正

- | | |
|---|-----|
| (1) 受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が240万円を超えないこと等の要件を満たすことにより特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の範囲に、非課税口座内上場株式等について与えられた一定の新株予約権の行使により取得する上場株式等その他の一定のもので金銭の払込みにより取得するものが追加されました。 | 165 |
| (2) 非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れることができる非課税口座内上場株式等の分割等により取得する上場株式等の範囲から、非課税口座内上場株式等について与えられた一定の新株予約権の行使により取得する上場株式等その他の一定のものでその取得に金銭の払込みを要するものが除外されました。 | 166 |
| (3) 金融商品取引業者等の営業所の長は、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の交付に代えて、電磁的方法による勘定廃止通知書の記載事項又は非課税口座廃止通知書の記載事項の提供ができることとされました。 | 166 |
| (4) 非課税口座を開設し、又は開設していた居住者等は、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を添付した非課税口座開設届出書の提出に代えて、勘定廃止通知書の記載事項若しくは非課税口座廃止通知書の記載事項の記載をした非課税口座開設届出書の提出又は非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書の記載事項若しくは非課税口座廃止通知書の記載事項の提供等ができることとされました。 | 166 |
| (5) 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等は、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出に代えて、電磁的方法による勘定廃止通知書の記載事項又は非課税口座廃止通知書の記載事項の提供等ができることとされました。 | 166 |
| (6) 非課税口座内上場株式等の配当等に係る金融商品取引業者等の要件について、非課税口座に国外において発行された株式のみの保管の委託がされ、かつ、その者がその株式に係る国外株式の配当等に係る一定の支払の取扱者に該当することその他の要件を満たす場合には、口座管理機関に該当することとの要件を満たす必要はないこととされました。 | 167 |
| (7) 勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書並びに非課税口座年間取引報告書の記載事項が簡素化されました。 | 167 |
| (8) 累積投資上場株式等の要件のうち上場株式投資信託の受益者に対する信 | 167 |

託報酬等の金額の通知に係る要件が廃止されるとともに、公募株式投資信託の受益権については、特定非課税管理勘定においてその受益権が振替口座簿への記載等がされている期間を通じて、その特定非課税管理勘定に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が、その受益者に対して、その公募株式投資信託に係る信託報酬等の金額を通知することとされているもののみが、上記(1)の特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等に該当することとされました。

8 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正

上場株式等保管委託契約に基づき特定口座に受入れ可能な上場株式等の範囲に、次の上場株式等が追加されました。

- (1) 金融商品取引業者等に特定口座を開設する居住者等がその金融商品取引業者等に開設されているその居住者等の非課税口座に係る非課税口座内上場株式等について与えられた一定の新株予約権の行使により取得する上場株式等その他の一定のものでその取得に金銭の払込みを要するものの全てを、その行使等の時に、その特定口座に係る振替口座簿に記載等をする方法により受け入れるもの 169
- (2) 居住者等が開設する非課税口座に係る非課税口座内上場株式等及びその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等にその居住者等が開設する特定口座に係るその非課税口座内上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等について生じた株式の分割等の事由により取得する上場株式等（非課税口座に受け入れることができるもの及び特定口座に受け入れることができるものを除きます。）で、その上場株式等のその特定口座への受入れを振替口座簿に記載等をする方法により行うもの 170

第二 住宅・土地税制の改正

1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度（住宅ローン税額控除）等の改正

- (1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の改正 176
 - ① 個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者（以下「特例対象個人」といいます。）が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をし、かつ、その認定住宅等の新築等をした認定住宅等（認定住宅等とみなされる特例認定住宅等を含みます。）又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和6年1月1日から同年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合（その認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をした日から6月以内に自己の居住の用に供した場合に限ります。）において、認定住宅等の住宅ローン税

額控除の特例を適用する場合の認定住宅等借入限度額を次のとおり上乗せされた金額とする特例が創設されました。

居住用家屋の区分	認定住宅等借入限度額
認定住宅	5,000万円
特定エネルギー消費性能向上住宅	4,500万円
エネルギー消費性能向上住宅	4,000万円

② 小規模居住用家屋である認定住宅等で令和6年12月31日以前に建築確認を受けたもの（以下「特例認定住宅等」といいます。）の新築又は特例認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得についても、認定住宅等の住宅ローン税額控除の特例の適用ができることとされました。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しないこととされました。

③ 二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置等について、所要の措置が講じられました。

(2) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の改正

① 特例対象個人に該当する住宅被災者が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をし、かつ、その認定住宅等の新築等をした認定住宅等（認定住宅等とみなされる特例認定住宅等を含みます。）又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和6年1月1日から同年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合（その認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をした日から6月以内に自己の居住の用に供した場合に限ります。）において、東日本大震災の被災者等に係る住宅ローン税額控除の控除額に係る特例を適用する場合の借入限度額を次のとおり上乗せされた金額とする特例が創設されました。

居住用家屋の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
特定エネルギー消費性能向上住宅	
エネルギー消費性能向上住宅	

② 上記(1)②及び③と同様の措置を講ずることとされました。

2 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の改正

次の措置が講じられた上で、その適用期限が令和7年12月31日まで2年延長されました。

(1) 子育て対応改修工事等に係る税額控除制度の創設

180

188

① 特例対象個人が、その所有する居住用の家屋について子育て対応改修工事等をして、その居住用の家屋を令和6年4月1日から同年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合には、その特例対象個人の同年分の所得税の額から、子育て対応改修工事等に係る標準的費用額（補助金等の交付を受ける場合には、補助金等の額を控除した後の金額とし、その金額が250万円を超える場合には、250万円）の10%に相当する金額を控除することができることとされました。	
② 上記①の「子育て対応改修工事等」とは、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するために家屋について行う増改築等でその増改築等に該当するものであることにつき増改築等工事証明書によって証明がされたものであり、その子育て対応改修工事等に係る標準的な工事費用相当額（補助金等の交付がある場合には、補助金等の額を控除した後の金額）が50万円を超えること等の要件を満たすものが本特例の対象とされています。	
(2) 合計所得金額要件の見直し 本特例の適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）に引き下げることとされました。	193
(3) エアコンディショナーの省エネルギー基準達成率の見直し 本特例の適用対象となる省エネ改修工事のうち省エネ設備の取替え又は取付け工事について、その工事の対象設備となるエアコンディショナーの省エネルギー基準達成率を107%以上（改正前：114%以上）に引き下げることとされました。	194
3 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の改正 適用対象に、土地収用法に規定する事業の施行者が行うその事業の施行に伴う漁港水面施設運営権の消滅により補償金を取得する場合及び漁港管理者が漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づき公益上やむを得ない必要が生じた場合に行う漁港水面施設運営権を取り消す処分に伴う資産の消滅等により補償金を取得するときに追加されました。	196
4 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の改正	
(1) 適用対象に、古都保存法又は都市緑地法の規定により対象土地が都市緑化支援機構に買い取られる場合（一定の要件を満たす場合に限りです。）が追加されました。	199
(2) 適用対象から、都市緑地法の規定により土地等が緑地保全・緑化推進法人に買い取られる場合が除外されました。	199

5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の改正	202
	適用対象となる特定の民間住宅地造成事業のために土地等が買い取られる場合について、その適用期限が令和8年12月31日まで3年延長されました。	
6	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正	204
	適用期限が令和7年12月31日まで2年延長されました。	
7	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正	206
	本特例の適用を受けようとする個人が買換資産に係る住宅借入金等の債権者に対し、住宅ローン税額控除制度における「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度」に係る適用申請書を提出している場合には、買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書の納税地の所轄税務署長への提出及び確定申告書への添付を不要とした上で、その適用期限が令和7年12月31日まで2年延長されました。	
8	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正	208
	適用期限が令和7年12月31日まで2年延長されました。	
9	既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の改正	209
	適用期限が令和7年12月31日まで2年延長されました。	
10	認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除の改正	211
	本特例の適用対象者の合計所得金額要件が2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）に引き下げられた上で、その適用期限が令和7年12月31日まで2年延長されました。	
11	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（震災税特法）の廃止	212
	適用期限（令和6年3月31日）の到来をもって廃止されました。	
第三 事業所得等に係る税制の改正		
1	試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度の改正	218
(1)	試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額が除外されました。	
(2)	一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合が次の年分の区分に応じそれぞれ次の割合とされるとともに、税額控除割合の下限が1%から0に引き下げられました。	
①	令和9年から令和11年までの年分……8.5%から、その増減試験研究費割合が0に満たない場合のその満たない部分の割合に30分の8.5を乗じて計算した割合を減算した割合	

② 令和12年分及び令和13年分……8.5%から、その増減試験研究費割合が0に満たない場合のその満たない部分の割合に27.5分の8.5を乗じて計算した割合を減算した割合	
③ 令和14年以後の年分……8.5%から、その増減試験研究費割合が0に満たない場合のその満たない部分の割合に25分の8.5を乗じて計算した割合を減算した割合	
2 地域経済^{けん}牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{きこう}を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正	221
特別償却割合又は税額控除割合の引上げに係る措置の対象となる承認地域経済牽引事業が、地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものである場合には、その対象となる機械装置及び器具備品の税額控除割合を6%とすることとされました。	
3 地方活力向上地域等において特定建物等^{たてもの}を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正	223
次の見直しが行われた上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。	
(1) 特定建物等の範囲に、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものに該当する建物等及び構築物が追加されました。	
(2) 中小事業者以外の個人の適用対象となる特定建物等の取得価額に係る要件が、3,500万円以上（改正前：2,500万円以上）に引き上げられました。	
(3) 特別償却限度額及び税額控除限度額の計算の基礎となる特定建物等の取得価額の上限が、80億円とされました。	
4 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正	228
次の見直しが行われた上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。	
(1) 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置について、地方事業所特別税額控除限度額の計算の基礎となる地方事業所特別基準雇用者数が、無期雇用かつフルタイムの雇用者の数に限ることとされました。	
(2) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が特定業務施設の新設に係るものである場合の適用年が、その特定業務施設を事業の用に供した日（改正前：計画の認定を受けた日）の属する年以後3年内の各年とされました。	
(3) 適用要件のうち離職者に関する要件について、離職者がいないこととの要件を満たさなければならない年が本制度の適用を受けようとする年並びにその前年及び前々年（改正前：本制度の適用を受けようとする年及びそ	

の前年)とされました。

5 給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正

232

(1) 個人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年まで3年延長されました。

① 税額控除割合の上乗せ措置について、適用年において次の要件を満たす場合には、原則の税額控除割合にそれぞれ次の割合を加算した割合を税額控除割合とし、適用年において次の要件のうち2以上の要件を満たす場合には、原則の税額控除割合にそれぞれの割合を合計した割合を加算した割合(最大で35%)を税額控除割合とする措置に見直されるとともに、原則の税額控除割合が10%(改正前:15%)とされました。

イ 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上であること……次の割合

(イ) 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上5%未満である場合
……5%

(ロ) 継続雇用者給与等支給増加割合が5%以上7%未満である場合
……10%

(ハ) 継続雇用者給与等支給増加割合が7%以上である場合……15%

ロ 次の要件の全てを満たすこと……5%

(イ) その個人のその適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること。

(ロ) その個人のその適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額のその個人の雇用者給与等支給額に対する割合が0.05%以上であること。

ハ その適用年の12月31日において次の者のいずれかに該当すること
……5%

(イ) 次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主

(ロ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特例認定一般事業主

② 本措置の適用を受けるための要件に、その年12月31日において、その個人の常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、マルチステークホルダー方針を公表しなければならないこととする要件が追加されました。

③ 上記4(1)の見直しに伴い、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の適用を受ける場合の控除対象雇用者給与等支給増加額の調整計算の見直しが行われました。

- ④ 次の額の算定に際し、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額のうち役務の提供の対価として支払を受ける金額は、給与等の支給額から控除しないこととされました。

イ 継続雇用者給与等支給増加割合に関する要件の判定における継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額

ロ 控除対象雇用者給与等支給増加額の算定の基礎となる雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額

ハ 控除対象雇用者給与等支給増加額の上限となる調整雇用者給与等支給増加額の算定の基礎となる雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額

- (2) 青色申告書を提出する個人が、令和7年から令和9年までの各年において国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、かつ、その年12月31日において特定個人に該当する場合において、その年において継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上であるときは、その個人のその年の控除対象雇用者給与等支給増加額（その年において、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の適用を受ける場合には、その適用による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した金額を控除した残額）に10%（その年において次の要件を満たす場合には、それぞれ次の割合を加算した割合とし、その年において次の要件のうち2以上の要件を満たす場合には、それぞれの割合を合計した割合を加算した割合とします。）を乗じて計算した金額の税額控除（税額控除額は、その年分の調整前事業所得税額の20%相当額が上限とされています。）ができる措置が追加されました。

① 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上であること……15%

② 次の要件の全てを満たすこと……5%

イ その個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること。

ロ その個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額のその個人の雇用者給与等支給額に対する割合が0.05%以上であること。

③ 次の要件のいずれかを満たすこと……5%

イ その年12月31日において次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

ロ その年において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の認定を受けたこと（同法の女性労働者に対する職業生活に関する機会

235

の提供及び雇用環境の整備の状況が特に良好な一定の場合に限ります。))。

ハ その年12月31日において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

(3) 中小事業者の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年まで3年延長されました。

① 税額控除割合の上乗せ措置について、適用年において次の要件を満たす場合には、15%にそれぞれ次の割合を加算した割合を税額控除割合とし、適用年において次の要件のうち2以上の要件を満たす場合には、15%にそれぞれの割合を合計した割合を加算した割合（最大で45%）を税額控除割合とする措置に見直されました。

イ 雇用者給与等支給増加割合が2.5%以上であること……15%

ロ 次の要件の全てを満たすこと……10%

(イ) その中小事業者のその適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が5%以上であること。

(ロ) その中小事業者のその適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額のその中小事業者の雇用者給与等支給額に対する割合が0.05%以上であること。

ハ 次の要件のいずれかを満たすこと……5%

(イ) その適用年において次世代育成支援対策推進法の認定を受けたこと（同法に規定する次世代育成支援対策の実施の状況が良好な一定の場合に限ります。))。

(ロ) その適用年の12月31日において次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

(ハ) その適用年において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の認定を受けたこと（同法の女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び雇用環境の整備の状況が良好な一定の場合に限ります。))。

(ニ) その適用年の12月31日において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

② 上記(1)③及び④と同様の見直しが行われました。

(4) 青色申告書を提出する個人の各年においてその個人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合において、中小事業者の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置（上記(3)の措置）による控除

240

242

をしてもなお控除しきれない金額を有するときは、その控除しきれない金額につき5年間繰り越して税額控除（税額控除額は、上記(1)から(3)までの措置と合計してその年分の調整前事業所得税額の20%相当額が上限とされています。）ができる制度が創設されました。

6 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

246

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、次の見直しが行われました。

- (1) 本制度の対象となる個人が、青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和3年8月2日）から令和8年3月31日までの間にされた産業競争力強化法の認定に係る同法に規定する認定事業適応事業者（その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備を導入する旨の記載があるものに限ります。）であるものとされ、対象資産が、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に、取得等をして、その個人の事業の用に供した生産工程効率化等設備とされました。

- (2) 税額控除割合が、次の区分に応じそれぞれ次のとおりとされました。

- ① 中小事業者が事業の用に供した生産工程効率化等設備……次の生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次の割合

イ エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する生産工程効率化等設備……14%

ロ 上記イ以外の生産工程効率化等設備……10%

- ② 中小事業者以外の個人が事業の用に供した生産工程効率化等設備……次の生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次の割合

イ エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資する生産工程効率化等設備……10%

ロ 上記イ以外の生産工程効率化等設備……5%

- (3) 対象資産について、次の見直しが行われました。

- ① 対象資産である生産工程効率化等設備に、車両のうち、列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものが追加されました。

- ② 対象資産から次の資産が除外されました。

イ 生産工程効率化等設備のうち、広く一般に流通している照明設備及びエアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限ります。）

ロ 需要開拓商品生産設備

③ 令和6年4月1日前に認定の申請がされた認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された資産が除外されました。

(4) 事業適応計画の認定要件のうち事業所等の炭素生産性に係る要件等の見直しが行われました。

7 所得税の額から控除される特別控除額の特例の改正

250

特定税額控除制度の不適用措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年まで3年延長されました。

(1) 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、次のいずれにも該当する場合には、その個人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が1%以上であることとされました。

① その対象年の12月31日においてその個人の常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合

② 次のいずれかに該当する場合

イ その対象年が事業を開始した日の属する年、相続又は包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡又は譲受けをした日の属する年のいずれにも該当しない場合であって、その対象年の前年分の事業所得の金額が0を超える一定の場合

ロ その対象年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年又は事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年に該当する場合

(2) 国内設備投資額に係る要件について、上記(1)①及び②のいずれにも該当する場合には、国内設備投資額が償却費総額の40%（改正前：30%）相当額を超えることとされました。

(3) 継続雇用者給与等支給額に係る要件の判定上、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の算定に際し、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額のうち役務の提供の対価として支払を受ける金額は、給与等の支給額から控除しないこととされました。

8 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の改正

253

基盤確立事業用資産に係る措置について、次の見直しが行われた上、制度の適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。

(1) 基盤確立事業用資産の適合基準に、専ら化学的に合成された肥料又は農薬に代替する生産資材を生産するために用いられる機械等及びその機械等と一体的に整備された建物等であることについて基盤確立事業実施計画に係る認定の際、確認が行われたものであることが追加されました。

(2) 個人が、その取得等をした機械等につき本措置の適用を受ける場合には、その機械等につき本措置の適用を受ける年分の確定申告書にその機械等が基盤確立事業用資産に該当するものであることを証する書類を添付しなければならないこととされました。	
9 生産方式革新事業活動用資産等の特別償却制度の創設	254
青色申告書を提出する個人でスマート農業法の認定生産方式革新事業者であるものが、同法の施行の日から令和9年3月31日までの間に、その認定生産方式革新事業者として行う生産方式革新事業活動の用に供するための認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資する一定のもの等（以下「生産方式革新事業活動用資産等」といいます。）の取得等をして、これをその個人のその生産方式革新事業活動等の用に供した場合には、その用に供した日の属する年において、その生産方式革新事業活動用資産等の区分に応じ次に定める額の特別償却ができる制度が創設されました。	
(1) 認定生産方式革新実施計画に記載された生産方式革新事業活動の用に供する設備等を構成する機械装置、器具備品、建物等及び構築物……その取得価額の32%（建物等及び構築物については、16%）相当額	
(2) 認定生産方式革新実施計画に記載された促進措置の用に供する設備等を構成する機械装置……その取得価額の25%相当額	
10 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の改正	260
(1) 過疎地域等に係る措置の適用期限が令和9年3月31日まで3年延長されました。	
(2) 奄美群島に係る措置は、その適用期限（令和6年3月31日）の到来をもって廃止されました。	
11 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度の廃止	261
制度が廃止されました。	
12 輸出事業用資産の割増償却制度の改正	261
次の見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。	
(1) 対象資産から、開発研究の用に供される資産が除外されました。	
(2) 農林水産物等の生産の合理化等に関する要件のうち一定の交付金の交付を受けた資産でないこととの要件の見直しが行われました。	
13 倉庫用建物等の割増償却制度の改正	263
次の見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。	

(1) 対象資産について、次の見直しが行われました。 ① 到着時刻表示装置を有する倉庫用の建物等及び構築物について、貨物自動車運送事業者から到着時刻管理システムを通じて提供された貨物の搬入及び搬出をする数量に関する情報その他の情報を表示できる到着時刻表示装置を有するものに限ることとされました。 ② 対象資産から、特定搬出用自動運搬装置を有する貯蔵槽倉庫（到着時刻表示装置を有するものを除きます。）用の建物等及び構築物が除外されました。 (2) 本制度の適用を受けることができる年について、供用日以後5年以内の日の属する各年分のうちその適用を受けようとする倉庫用建物等が流通業務の省力化に特に資するものとして一定の要件を満たす特定流通業務施設であることにつき証明がされた年分に限ることとされました。	
14 特別償却等に関する複数の規定の不適用措置の改正 個人の有する減価償却資産につきその年の前年以前の各年において租税特別措置法の規定による特別償却又は税額控除制度に係る規定のうちいずれか一の規定の適用を受けた場合には、その減価償却資産については、そのいずれか一の規定以外の租税特別措置法の規定による特別償却又は税額控除制度に係る規定は、適用しないこととされました。	264
15 特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例の改正 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、個人の締結していた共済契約につき解除があった後共済契約を締結したその個人がその解除の日から同日以後2年を経過する日までの間にその共済契約について支出する掛金については、本特例を適用しないこととされました。	265
16 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の改正 適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。	266
17 特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正 適用期限が令和8年3月31日まで2年延長された上、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等の特別償却限度額及び税額控除割合が次のとおりとされました。 (1) 特別償却限度額……その取得価額の45%（建物等及び構築物については、23%）相当額（改正前：その取得価額の50%（建物等及び構築物については、25%）相当額） (2) 税額控除割合……14%（建物等及び構築物については、7%）（改正前：15%（建物等及び構築物については、8%））	267

18 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度の改正	268
対象者指定の期限が令和 8 年 3 月 31 日まで 2 年延長された上、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた個人がその認定地方公共団体の作成したその認定を受けた復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額の税額控除割合が 9 %（改正前：10%）とされました。	
19 特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等制度の改正	269
適用期限が令和 8 年 3 月 31 日まで 2 年延長された上、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に取得等をした開発研究用資産の特別償却限度額が、その取得価額の 30 %（その個人が中小事業者である場合には、45 %）相当額（改正前：その取得価額の 34 %（その個人が中小事業者である場合には、50 %）相当額）とされました。	
第四 その他の改正	
1 令和 6 年分における所得税額の特別控除等の実施	
(1) 令和 6 年分における所得税額の特別控除	270
① 居住者の令和 6 年分の所得税については、その年分の所得税の額から、令和 6 年分特別税額控除額を控除することとされました。ただし、その者のその年の合計所得金額が 1,805 万円を超える場合には、控除できません。 ② 上記①の令和 6 年分特別税額控除額は、次の合計額とされています。 イ 3 万円 ロ 居住者の一定の同一生計配偶者又は一定の扶養親族 1 人につき …… 3 万円	
(2) 令和 6 年分の所得税に係る予定納税に係る特別控除の額の控除等	273
① 居住者の令和 6 年分の所得税に係る第 1 期納付分の予定納税額から、予定納税特別控除額を控除することとされました。 ② 上記①の予定納税特別控除額は、3 万円とされています。 ③ 一定の居住者の令和 6 年分の所得税につき予定納税額の減額の承認の申請により予定納税額から減額の承認に係る予定納税特別控除額の控除を受けることができることとされました。 ④ 上記③の減額の承認に係る予定納税特別控除額は、上記(1)②の令和 6 年分特別税額控除額の見積額とされています。	
(3) 令和 6 年 6 月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等	276
① 令和 6 年 6 月 1 日において給与等の支払者から主たる給与等の支払を受ける者である居住者の同日以後最初にその支払者から支払を受ける同	

年中の主たる給与等（年末調整の適用を受けるものを除きます。）につき所得税法の規定により徴収すべき所得税の額は、その所得税の額に相当する金額から給与特別控除額の控除（その所得税の額に相当する金額が限度とされます。）をした金額に相当する金額とすることとされました。

- ② 給与特別控除額のうち上記①の控除をしてもなお控除しきれない部分の金額があるときは、その控除しきれない部分の金額を、上記①の最初に主たる給与等の支払を受けた日後にその支払者から支払を受ける令和6年中の主たる給与等（年末調整の適用を受けるものを除きます。）につき所得税法の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額から順次控除（それぞれのその所得税の額に相当する金額が限度とされます。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれのその主たる給与等につき所得税法の規定により徴収すべき所得税の額とすることとされました。
- ③ 上記①及び②の給与特別控除額は、次の合計額とされています。

イ 3万円

ロ 給与所得者の扶養控除等申告書に記載された一定の源泉控除対象配偶者で合計所得金額の見積額が48万円以下である者又は一定の控除対象扶養親族等1人につき……3万円

(4) 令和6年における年末調整に係る特別控除の額の控除等

279

- ① 居住者の令和6年中に支払の確定した給与等における年末調整により計算した年税額は、その年税額に相当する金額から年末調整特別控除額を控除した金額に相当する金額とすることとされました。
- ② 上記①の年末調整特別控除額は、次の合計額とされています。

イ 3万円

ロ 給与所得者の配偶者控除等申告書に記載された一定の控除対象配偶者又は給与所得者の扶養控除等申告書に記載された一定の控除対象扶養親族等1人につき……3万円

(5) 令和6年6月以後に支払われる公的年金等に係る特別控除の額の控除等

282

- ① 公的年金等で一定のものの支払を受ける者である居住者の令和6年6月1日以後最初にその公的年金等の支払者から支払を受ける同年分の所得税に係るその公的年金等につき所得税法の規定により徴収すべき所得税の額は、その所得税の額に相当する金額から年金特別控除額の控除（その所得税の額に相当する金額が限度とされます。）をした金額に相当する金額とすることとされました。
- ② 年金特別控除額のうち上記①の控除をしてもなお控除しきれない部分の金額があるときは、その控除しきれない部分の金額を、上記①の最初に公的年金等の支払を受けた日後にその支払者から支払を受ける令和6

年分の所得税に係るその公的年金等につき所得税法の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額から順次控除（それぞれのその所得税の額に相当する金額が限度とされます。）をした金額に相当する金額をもって、それぞれのその公的年金等につき所得税法の規定により徴収すべき所得税の額とすることとされました。

③ 上記①及び②の年金特別控除額は、次の合計額とされています。

イ 3万円

ロ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された一定の源泉控除対象配偶者で合計所得金額の見積額が48万円以下である者又は一定の控除対象扶養親族等1人につき……3万円

2 新たな公益信託制度の創設に伴う租税特別措置法等の整備

(1) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税について、次の措置が講じられました。

294

① 本非課税制度の対象となる公益法人等の範囲に、公益信託に関する法律の公益信託（以下「公益信託」といいます。）の受託者（非居住者又は外国法人に該当するものを除きます。）が追加されるとともに、対象となる贈与又は遺贈の範囲について、公益信託の受託者（改正前から本非課税制度の対象となっている公益法人等に該当する法人を除きます。）に対する贈与又は遺贈は公益信託の信託財産とするためのものに限る等の整備が行われました。

② 非課税承認要件である贈与者等の所得税等を不当に減少させる結果とならないことを満たすための条件について、その贈与又は遺贈が公益信託の信託財産とするためのものである場合における公益信託が満たすべき条件の整備が行われました。

③ 非課税承認の取消しにより公益信託の受託者に課税する場合において、その受託者が2以上あるときは、その主宰受託者を、贈与等を行った個人とみなして所得税を課することとする等、公益信託の受託者に課税がされる場合の取扱いの整備が行われました。

④ 特定贈与等を受けた公益信託の受託者（以下「当初受託者」といいます。）が、任務終了事由等により特定贈与等に係る財産等を新受託者等（以下「引継受託者」といいます。）に移転しようとする場合において、当初受託者が、新受託者の選任等の認可又は届出の日の前日までに、一定の事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、本非課税制度を継続して適用することができることとされました。

⑤ 特定贈与等を受けた公益信託（以下「当初公益信託」といいます。）

の受託者が、公益信託の終了により特定贈与等に係る財産等を他の公益法人等に移転し、又は類似の公益事務をその目的とする他の公益信託の信託財産としようとする場合において、当初公益信託の受託者が、公益信託の終了の日の前日までに、一定の事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、本非課税制度を継続して適用することができることとされました。

- ⑥ 公益法人等が解散する場合及び公益法人等が公益法人認定法の公益認定の取消処分を受けた場合における非課税制度の継続の特例措置について、適用対象に、次に掲げる場合が追加されました。

イ 特定贈与等を受けた公益法人等が、解散による残余財産の分配又は引渡しにより、特定贈与等に係る財産等を類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産としようとする場合

ロ 当初法人が、公益法人認定法の定款の定めに従い、引継財産を類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産としようとする場合

- ⑦ 他の公益法人等が特定贈与等を受けた公益法人等から資産の移転を受けた場合における非課税制度の継続の特例措置について、次の措置が講じられました。

イ 引継受託者が当初受託者の任務終了事由等により資産の移転を受けた場合において、引継受託者が、その移転を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日の翌日から2月を経過した日の前日までに、一定の書類を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、本非課税制度を継続して適用することができることとされました。

ロ 引継法人が当初法人から資産の贈与を受けた場合の措置について、適用対象に、類似の公益事務をその目的とする公益信託の受託者が当初法人から引継財産を公益信託の信託財産として受け入れた場合が追加されました。

- ⑧ 非課税承認申請書の記載事項等について、上記①又は②の改正に伴う所要の整備が行われました。

- (2) 特定寄附信託の利子所得の非課税措置等について、次の措置が講じられました。

- ① 特定寄附信託の利子所得の非課税措置の対象となる対象特定寄附金の範囲について、一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭（旧所得税法の規定により特定寄附金とみなされたもの）に代えて、特定寄附金のうち公益信託の信託財産とするために支出した寄附金（所得税法第78条第2項第4号に掲げる特定寄附金）とされました。なお、

一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭については、引き続き対象特定寄附金とする経過措置が講じられました。

- ② 信託の計算書制度について、上記①の改正に伴う記載事項の整備が行われました。

- (3) 公益信託の受託者である個人に対する贈与又は遺贈（その信託財産とするためのものに限ります。）をみなし譲渡課税の対象となる事由に追加する改正が行われたことに伴い、租税特別措置法等の特例のうちみなし譲渡課税の対象となる事由を基準にその適用対象等が定められている措置について、所要の整備が行われました。 306

- 3 山林所得に係る森林計画特別控除制度の改正 308
適用期限が令和8年まで2年延長されました。

- 4 給付金等の非課税の改正 310
次の貸付けについて受けた債務免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を課さないこととされました。

- (1) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による貸付け
(2) 児童扶養手当受給者等に対するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け

- 5 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の改正 311
適用期限が令和11年12月31日まで5年延長されました。

- 6 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度の改正 315
(1) 一定の要件を満たす学校法人等に係るいわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件について、現行の要件に代えて、その実績判定期間を2年（原則：5年）とするとともに、寄附者数の要件を各事業年度（原則：年平均）100人以上とし、寄附金の額の要件を各事業年度（原則：年平均）30万円以上として判定できることとする特例措置が講じられました。

- (2) 国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構に対する寄附金のうち特例の対象となる寄附金の使途に係る要件について、その使途の対象となる各法人の行う事業の範囲に、次に掲げる事業が追加されました。 316

- ① 個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業であって、障害のある学生等に対するもの
② 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料の減額を目的として寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費等の一部を負担する事業であって、経済的理由により修学に困難がある学生等に対するもの

令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律の創設	本 文 参照頁
1 令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じた場合には、その損失の金額を令和5年分の総所得金額等から雑損控除として控除できることとされました。	319
2 令和6年能登半島地震災害により事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について損失が生じた場合に、その損失の金額を令和5年分の事業所得等の金額等の計算上、必要経費に算入することができることとされました。この場合において、青色申告者について令和5年分の所得において純損失が生じたときは、令和4年分の所得への繰戻し還付ができることとされました。	322
3 令和6年能登半島地震災害により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者については、雑損控除との選択により、その被害を令和5年において受けたものとして、令和5年分の所得税について、災害減免法の規定による軽減免除の適用を受けることができることとされました。	325

法人税法の改正	本 文 参照頁
1 暗号資産 (1) 市場暗号資産に該当する暗号資産のうち譲渡についての制限その他の条件が付されていることにつき適切に公表されるための手続が行われている一定の暗号資産（特定譲渡制限付暗号資産）の期末時における評価額は、時価法又は原価法のうち内国法人が選定した方法によることとし、その内国法人がその方法を選定しなかった場合には原価法によることとされました。一定の暗号資産とは、次の要件の全てに該当する暗号資産をいいます。 ① その暗号資産につき、譲渡についての制限その他の条件として移転制限が付されていること。 ② その暗号資産につき、暗号資産交換業者が認定資金決済事業者協会を通じて上記①の譲渡についての制限その他の条件が付されていることを公表するための一定の手続を行っていること。 (2) 暗号資産の1単位当たりの帳簿価額の算出等における暗号資産の種類は、次の暗号資産のいずれかに区分した後のそれぞれの種類とすることとされました。	335 337

① 特定譲渡制限付暗号資産に該当する暗号資産であって自己発行暗号資産に該当しないもの	
② 特定譲渡制限付暗号資産に該当する暗号資産であって自己発行暗号資産に該当するもの	
③ 特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産	
④ 上記①から③までの暗号資産以外の暗号資産	
(3) 内国法人が暗号資産を自己の計算において有する場合において、その暗号資産が特定譲渡制限付暗号資産に該当することとなったこと等の一定の事実が生じたときは、その生じた事実の区分に応じて、その暗号資産を譲渡し、かつ、その暗号資産を取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算することとされました。	338
2 新たな公益信託制度の創設に伴う措置	
新たな公益信託制度の創設に伴い、次の措置が講じられました。	
(1) 公益信託の信託財産に帰せられる収益及び費用については、委託者及び受託者の段階で法人税を課税しないこととされました。	352
(2) 公益信託の信託財産とするために支出したその公益信託に係る信託事務に関連する寄附金の額については、一定の金額を限度として、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に損金の額に算入することとされました。	357
3 その他	
(1) 現物出資について、次の見直しが行われました。	360
① 適格現物出資の対象となる現物出資から、被現物出資法人である外国法人に無形資産等の移転を行う一定の現物出資が除外されました。	
② 現物出資により移転する資産又は負債が、国内資産等又は国外資産等のいずれに該当するか（内外判定）は、内国法人の本店等若しくは外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産若しくは負債又は内国法人の国外事業所等若しくは外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産若しくは負債のいずれに該当するかによることとされました。	
(2) 公共法人の範囲に、国立研究開発法人情報通信研究機構が追加されました。	363
(3) 公益法人等について、次の見直しが行われました。	363
① 公益法人等の範囲について、金融経済教育推進機構、脱炭素成長型経済構造移行推進機構及び外国人育成就労機構が追加されるとともに、外国人技能実習機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構が除外されました。	
② 社会医療法人について、社会医療法人の認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の基準に、新興感染症発生・まん延時における医療の	

確保に必要な事業に関する基準が追加されるとともに、認定要件の見直し後の社会医療法人を引き続き公益法人等とすることとされました。

- ③ 収益事業から除外される事業の範囲について、次の見直しが行われました。

イ 金銭貸付業から除外される事業に、広域的運営推進機関が認定整備等事業者に対し認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける業務として行う金銭貸付業が追加されました。

ロ 請負業（事務処理の委託を受ける業を含みます。）から除外される事業に、国民健康保険団体連合会が国等の委託を受けて行うものであること等の一定の要件に該当するものが追加されました。

ハ 医療保健業から除外される公的医療機関に該当する病院等を設置する一定の厚生農業協同組合連合会が行う医療保健業の要件について、その厚生農業協同組合連合会の行う事業が公的に運営されるものであることその他の厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準に該当することとの要件が追加されました。

- (4) 減価償却資産について、次の見直しが行われました。

① 減価償却資産の範囲に、無形固定資産として漁港水面施設運営権が追加されました。

② 鉱業権のうち、石油又は可燃性天然ガスに係る試掘権の耐用年数が6年（改正前：8年）に、アスファルトに係る試掘権の耐用年数が5年（改正前：8年）に、それぞれ短縮されました。

- (5) 役員給与の損金不算入制度について、一定の業績連動給与の算定方法の内容が開示されていることとの要件における開示の方法から四半期報告書に記載する方法によるものが除外されました。

- (6) 第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入制度における国税徴収法等の第二次納税義務の規定により納付し、又は納入すべき国税等に、偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の規定により納付すべき国税等が追加されました。

- (7) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金が追加されました。

369

376

377

378

租税特別措置法等（法人税関係）の改正	本文 参照頁
1 税額控除関係 (1) 研究開発税制について、次の見直しが行われました。 ① 試験研究費の額の範囲から、内国法人が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額が除外されました。 ② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合が次の事業年度の区分に応じそれぞれ次の割合とされるとともに、税額控除割合の下限が1%から0に引き下げられました。 イ 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度……8.5%から、その増減試験研究費割合が0に満たない場合のその満たない部分の割合に30分の8.5を乗じて計算した割合を減算した割合 ロ 令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度……8.5%から、その増減試験研究費割合が0に満たない場合のその満たない部分の割合に27.5分の8.5を乗じて計算した割合を減算した割合 ハ 令和13年4月1日以後に開始する事業年度……8.5%から、その増減試験研究費割合が0に満たない場合のその満たない部分の割合に25分の8.5を乗じて計算した割合を減算した割合 (2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象事業の見直し等が行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。 (3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、令和6年4月1日以後に取得等をした特定機械装置等（同日以前に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されているものを除きます。）の特別償却限度額及び税額控除割合が次のとおり引き下げられるとともに、対象事業の見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。 ① 特別償却限度額……その取得価額の30%（建物等及び構築物については、15%）相当額（改正前：その取得価額の34%（建物等及び構築物については、17%）相当額） ② 税額控除割合……8%（建物等及び構築物については、4%）（改正前：10%（建物等及び構築物については、5%）） (4) 地域経済^{けん}牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場	398 406 410 414

合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、特別償却割合又は税額控除割合の引上げに係る措置の対象となる承認地域経済牽引事業が、地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものである場合には、その対象となる機械装置及び器具備品の税額控除割合を6%とすることとされました。	
(5) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われた上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。	
① 特定建物等の範囲に、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものに該当する建物等及び構築物が追加されました。	417
② 中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）以外の法人の適用対象となる特定建物等の取得価額に係る要件が、3,500万円以上（改正前：2,500万円以上）に引き上げられました。	418
③ 特別償却限度額及び税額控除限度額の計算の基礎となる特定建物等の取得価額の上限が、80億円とされました。	418
(6) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われた上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。	
① 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置について、地方事業所特別税額控除限度額の計算の基礎となる地方事業所特別基準雇用者数が、無期雇用かつフルタイムの雇用者の数に限ることとされました。	430
② 特定業務施設の新設に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画における適用年度に含まれる期間の起算日が、その特定業務施設を事業の用に供した日（改正前：計画の認定を受けた日）とされました。	431
③ 適用要件のうち離職者に関する要件について、離職者がいないこととの要件を満たさなければならない事業年度が本制度の適用を受けようとする事業年度及びその事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度（改正前：本制度の適用を受けようとする事業年度及びその事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度）とされました。	431
(7) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われました。	
① 法人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日まで3年延	436

長されました。

イ 税額控除割合の上乗せ措置について、適用事業年度において次の要件を満たす場合には、原則の税額控除割合にそれぞれ次の割合を加算した割合を税額控除割合とし、適用事業年度において次の要件のうち2以上の要件を満たす場合には、原則の税額控除割合にそれぞれの割合を合計した割合を加算した割合（最大で35％）を税額控除割合とする措置に見直されるとともに、原則の税額控除割合が、10％（改正前：15％）とされました。

(イ) 継続雇用者給与等支給増加割合が4％以上であること……次の割合

A 継続雇用者給与等支給増加割合が4％以上5％未満である場合
……5％

B 継続雇用者給与等支給増加割合が5％以上7％未満である場合
……10％

C 継続雇用者給与等支給増加割合が7％以上である場合……15％

(ロ) 次の要件の全てを満たすこと……5％

A その法人のその適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10％以上であること。

B その法人のその適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額のその法人の雇用者給与等支給額に対する割合が0.05％以上であること。

(ハ) その適用事業年度終了の時ににおいて次の者のいずれかに該当すること……5％

A 次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主

B 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特例認定一般事業主

ロ 本措置の適用を受けるためにマルチステークホルダー方針を公表しなければならない者に、適用事業年度終了の時ににおいてその法人の常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人が追加されました。

ハ 上記(6)①の見直しに伴い、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合の控除対象雇用者給与等支給増加額の調整計算の見直しが行われました。

ニ 次の額の算定に際し、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額のうち役務の提供の対価として支払を受ける金額は、給与等の支

給額から控除しないこととされました。

(イ) 継続雇用者給与等支給増加割合に関する要件の判定における継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額

(ロ) 控除対象雇用者給与等支給増加額の算定の基礎となる雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額

(ハ) 控除対象雇用者給与等支給増加額の上限となる調整雇用者給与等支給増加額の算定の基礎となる雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額

- ② 青色申告書を提出する法人が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、かつ、その事業年度終了の時ににおいて特定法人に該当する場合において、その事業年度において継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上であるとき（その事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合として一定の場合に該当する場合に限ります。）は、その法人のその事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額（その事業年度において、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合には、その適用による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した金額を控除した残額）に10%（その事業年度において次の要件を満たす場合には、それぞれ次の割合（その事業年度において次の要件のうち2以上の要件を満たす場合には、それぞれの割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した金額の税額控除（税額控除額は、当期の調整前法人税額の20%相当額が上限とされています。）ができる措置が追加されました。

イ 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上であること……15%

ロ 次の要件の全てを満たすこと……5%

(イ) その法人のその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること。

(ロ) その法人のその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額のその法人の雇用者給与等支給額に対する割合が0.05%以上であること。

ハ 次の要件のいずれかを満たすこと……5%

439

- (イ) その事業年度終了の時ににおいて次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主に該当すること。
 - (ロ) その事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の認定を受けたこと（同法の女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び雇用環境の整備の状況が特に良好な一定の場合に限ります。）。
 - (ハ) その事業年度終了の時ににおいて女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特例認定一般事業主に該当すること。
- ③ 中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日まで3年延長されました。
- イ 税額控除割合の上乗せ措置について、適用事業年度において次の要件を満たす場合には、15%にそれぞれ次の割合を加算した割合を税額控除割合とし、適用事業年度において次の要件のうち2以上の要件を満たす場合には、15%にそれぞれの割合を合計した割合を加算した割合（最大で45%）を税額控除割合とする措置に見直されました。
- (イ) 雇用者給与等支給増加割合が2.5%以上であること……15%
 - (ロ) 次の要件の全てを満たすこと……10%
 - A その中小企業者等のその適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が5%以上であること。
 - B その中小企業者等のその適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額のその中小企業者等の雇用者給与等支給額に対する割合が0.05%以上であること。
 - (ハ) 次の要件のいずれかを満たすこと……5%
 - A その適用事業年度において次世代育成支援対策推進法の認定を受けたこと（同法に規定する次世代育成支援対策の実施の状況が良好な一定の場合に限ります。）。
 - B その適用事業年度終了の時ににおいて次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主に該当すること。
 - C その適用事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の認定を受けたこと（同法の女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び雇用環境の整備の状況が良好な一定の場合に限ります。）。
 - D その適用事業年度終了の時ににおいて女性の職業生活における活

躍の推進に関する法律に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

ロ 上記①ハ及びニと同様の見直しが行われました。

- ④ 青色申告書を提出する法人の各事業年度においてその法人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合において、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置（上記③の措置）による控除をしてもなお控除しきれない金額を有するときは、その控除しきれない金額につき5年間繰り越して税額控除（税額控除額は、上記①から③までの措置と合計して当期の調整前法人税額の20%相当額が上限とされています。）ができる制度が創設されました。

451

- (8) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われました。

- ① カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、次の見直しが行われました。

469

イ 本制度の対象となる法人が、青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和3年8月2日）から令和8年3月31日までの間にされた産業競争力強化法の認定に係る同法に規定する認定事業適応事業者（その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備を導入する旨の記載があるものに限り、）であるものとされ、対象資産が、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に、取得等をして、その法人の事業の用に供した生産工程効率化等設備とされました。

ロ 税額控除割合が、次の区分に応じそれぞれ次のとおりとされました。

- (イ) 中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）が事業の用に供した生産工程効率化等設備……

次の生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次の割合

A エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する生産工程効率化等設備……14%

B 上記A以外の生産工程効率化等設備……10%

- (ロ) 中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）以外の法人が事業の用に供した生産工程効率化等設備……次の生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次の割合

A エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資す

る生産工程効率化等設備……10%

B 上記A以外の生産工程効率化等設備……5%

ハ 対象資産について、次の見直しが行われました。

(イ) 対象資産である生産工程効率化等設備に、車両のうち、列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものが追加されました。

(ロ) 対象資産から次の資産が除外されました。

A 生産工程効率化等設備のうち、広く一般に流通している照明設備及びエアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限ります。）

B 需要開拓商品生産設備

(ハ) 令和6年4月1日前に認定の申請がされた認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された資産が除外されました。

ニ 事業適応計画の認定要件のうち事業所等の炭素生産性に係る要件等の見直しが行われました。

② 次のイ及びロの措置で構成される戦略分野国内生産促進税制が創設されました。

478

イ 青色申告書を提出する法人で産競法等改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間にされた産業競争力強化法の認定に係る認定事業適応事業者であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品のうち半導体の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「半導体生産用資産」といいます。）の取得等をして、その法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日からその認定の日以後10年を経過する日までの期間（イにおいて「対象期間」といいます。）内の日を含む各事業年度において、その半導体生産用資産により生産された半導体のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額とその半導体生産用資産及びこれとともにその半導体の生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額（その半導体生産用資産について既に本措置により調整前法人税額から控除された金額及び繰越控除の対象となった金額を除きます。）とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができる措置

なお、控除を受ける金額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除と合計して当期の調整前法人税額の20%を上限とし、税額控除限度

超過額は3年間の繰越しができることとされています。

ロ 青色申告書を提出する法人で産競法等改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間にされた産業競争力強化法の認定に係る認定事業適応事業者であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品（半導体を除きます。以下「特定産業競争力基盤強化商品」といいます。）の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「特定商品生産用資産」といいます。）の取得等をして、その法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日からその認定の日以後10年を経過する日までの期間（ロにおいて「対象期間」といいます。）内の日を含む各事業年度において、その特定商品生産用資産により生産された特定産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額とその特定商品生産用資産及びこれとともにその特定産業競争力基盤強化商品の生産をするために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額（その特定商品生産用資産について既に本措置により調整前法人税額から控除された金額及び繰越控除の対象となった金額を除きます。）とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができる措置

なお、控除を受ける金額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除並びに上記イの措置と合計して当期の調整前法人税額の40%を上限とし、税額控除限度超過額は4年間の繰越しができることとされています。

(9) 法人税の額から控除される特別控除額の特例における特定税額控除制度の不適用措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日まで3年延長されました。

① 継続雇用者給与等支給額に係る上乗せ要件の対象となる場合に、次のいずれにも該当する場合が追加されました。

イ 当該事業年度終了の時ににおいてその法人の常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合

ロ 当該事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であって当該事業年度の前事業年度の所得の金額が0を超える一定の場合又は当該事業年度が設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当する場合

② 国内設備投資額に係る要件について、次のいずれにも該当する場合又

503

は上記①イ及びロのいずれにも該当する場合には、国内設備投資額が当期償却費総額の40%（改正前：30%）相当額を超えることとされました。

イ 当該事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合

ロ 当該事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であって当該事業年度の前事業年度の所得の金額が0を超える一定の場合又は当該事業年度が設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当する場合

③ 継続雇用者給与等支給額に係る要件の判定上、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の算定に際し、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額のうち役務の提供の対価として支払を受ける金額は、給与等の支給額から控除しないこととされました。

(10) 通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の特例について、特例の対象に創設された一定の税額控除規定等が追加されました。

507

2 特別償却関係

(1) 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度のうち基盤確立事業用資産に係る措置について、次の見直しが行われた上、制度の適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。

510

① 基盤確立事業用資産の適合基準に、専ら化学的に合成された肥料又は農業に代替する生産資材を生産するために用いられる機械等及びその機械等と一体的に整備された建物等であることについて基盤確立事業実施計画に係る認定の際、確認が行われたものであることが追加されました。

② 法人が、その取得等をした機械等につき本措置の適用を受ける場合には、その機械等につき本措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等にその機械等が基盤確立事業用資産に該当するものであることを証する書類を添付しなければならないこととされました。

(2) 青色申告書を提出する法人でスマート農業法の認定生産方式革新事業者であるものが、同法の施行の日から令和9年3月31日までの間に、その認定生産方式革新事業者として行う生産方式革新事業活動の用に供するための認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資する一定のもの等（以下「生産方式革新事業活動用資産等」といいます。）の取得等をして、これをその法人のその生産方式革新事業活動等の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その生産方式革新事業活動用資産等の区分に応じ次の特別償却限度額の特別償却

513

ができる制度が創設されました。

- ① 認定生産方式革新実施計画に記載された生産方式革新事業活動の用に供する設備等を構成する機械装置、器具備品、建物等及び構築物……その取得価額の32%（建物等及び構築物については、16%）相当額
- ② 認定生産方式革新実施計画に記載された促進措置の用に供する設備等を構成する機械装置……その取得価額の25%相当額
- (3) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しが行われました。 524
 - ① 過疎地域等に係る措置の適用期限が令和9年3月31日まで3年延長されました。
 - ② 奄美群島に係る措置は、その適用期限（令和6年3月31日）の到来をもって廃止されました。
- (4) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度は、廃止されました。 526
- (5) 輸出事業用資産の割増償却制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。 527
 - ① 対象資産から、開発研究の用に供される資産が除外されました。
 - ② 農林水産物等の生産の合理化等に関する要件のうち一定の交付金の交付を受けた資産でないこととの要件の見直しが行われました。
- (6) 倉庫用建物等の割増償却制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。 528
 - ① 対象資産について、次の見直しが行われました。
 - イ 到着時刻表示装置を有する倉庫用の建物等及び構築物について、貨物自動車運送事業者から到着時刻管理システムを通じて提供された貨物の搬入及び搬出をする数量に関する情報その他の情報を表示できる到着時刻表示装置を有するものに限ることとされました。
 - ロ 対象資産から、特定搬出用自動運搬装置を有する貯蔵槽倉庫（到着時刻表示装置を有するものを除きます。）用の建物等及び構築物が除外されました。
 - ② 本制度の適用を受けることができる事業年度について、供用日以後5年以内の日を含む各事業年度のうちその適用を受けようとする倉庫用建物等が流通業務の省力化に特に資するものとして一定の要件を満たす特定流通業務施設であることにつき証明がされた事業年度に限ることとされました。
- (7) 特別償却等に関する複数の規定の不適用措置について、法人の有する減価償却資産につき当該事業年度前の各事業年度において租税特別措置法の 530

規定による特別償却又は税額控除制度に係る規定のうちいずれか一の規定の適用を受けた場合には、その減価償却資産については、そのいずれか一の規定以外の租税特別措置法の規定による特別償却又は税額控除制度に係る規定は、適用しないこととされました。

3 準備金等関係

(1) 海外投資等損失準備金制度について、対象となる株式等から独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の規定による助成金の交付を受けた内国法人がその助成金をもって取得するその助成金の交付の目的に適合した株式等が除外された上、その適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。

532

(2) 中小企業事業再編投資損失準備金制度について、次の見直しが行われました。

① 青色申告書を提出する法人で産競法等改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画について認定を受けた同法の認定特別事業再編事業者である法人が、各事業年度においてその認定に係る特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置（他の会社の株式又は持分の取得で一定のものに限ります。）として他の法人の株式又は出資（以下「株式等」といいます。）の取得（購入による取得に限ります。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その取得をした株式等（以下「特定株式等」といいます。）の取得価額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合及び同日においてその措置に基因し、又は関連する損害を填補するための特定保険契約を締結している場合を除きます。）において、その特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、その特定株式等の取得価額に、次の特定株式等の区分に応じそれぞれ次の割合を乗じて計算した金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができる措置が追加されました。

537

イ その認定特別事業再編計画に従って行う最初の特別事業再編のための措置として取得をした株式等……90%

ロ 上記イ以外の株式等……100%

なお、この準備金は、各事業年度終了の日において前事業年度から繰り越された金額のうち積立事業年度終了の日の翌日から10年を経過したものがある場合には、その各事業年度において、積立金額の5年均等額を益金の額に算入することとされています。

② 経営力向上計画に係る措置について、次の見直しが行われた上、経営

542

力向上計画の認定の期限が令和9年3月31日まで3年延長されました。

イ 事業承継等による株式等の取得の日を含む事業年度終了の日において、その事業承継等に基因し、又は関連する損害を填補する特定保険契約を締結している場合には、その株式等に係る中小企業事業再編投資損失準備金の積立額を損金算入できないこととされました。

ロ 中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている法人が、特定保険契約を締結した場合で、その特定保険契約に係る事業承継等として他の法人の株式等の取得をしていた場合には、その締結した日における当該他の法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました。

4 土地税制関係

(1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、適用対象に次の場合が加えられました。 547

① 土地収用法に規定する事業の施行者が行うその事業の施行に伴う漁港水面施設運営権の消滅により、補償金を取得する場合

② 漁港管理者が漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づき行う漁港水面施設運営権を取り消す処分に伴う資産の消滅等によって補償金を取得する場合

(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度について、次の見直しが行われました。 549

① 適用対象となる場合に、古都保存法又は都市緑地法の規定により対象土地が都市緑化支援機構に買い取られる一定の場合が追加されました。

② 適用対象となる古都保存法、都市緑地法等の買取請求に基づき地方公共団体等に土地等が買い取られる場合に係る措置について、都市緑地法の規定により土地等が緑地保全・緑化推進法人に買い取られる場合に係る措置が除外されました。

(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度のうち一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために土地等が買い取られる場合に係る措置の適用期限が、令和8年12月31日まで3年延長されました。 554

5 その他の特別措置関係

(1) 青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度において、特許権譲渡等取引を行った場合に、特許権譲渡等取引に係る所得の金額に研究開発費割合を乗じて計算した金額の30%相当額を、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に 554

算入することができる制度が創設されました。	
(2) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例について、所得控除割合が18%（改正前：20%）に引き下げられたほか、対象事業の見直しが行われた上、内国法人の指定期限が2年延長されました。	572
(3) 交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される飲食費が1人当たり1万円以下（改正前：5,000円以下）とされた上、制度の適用期限が令和9年3月31日まで3年延長されました。	575
(4) 技術研究組合の所得の計算の特例について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日まで3年延長されました。	576
① 対象となる試験研究用資産について、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定されました。	
② 対象となる試験研究用資産から、電気ガス供給施設利用権が除外されました。	
(5) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例のうち独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、法人の締結していた共済契約につき解除があった後共済契約を締結したその法人がその解除の日から同日以後2年を経過する日までの間にその共済契約について支出する掛金については、本特例を適用しないこととされました。	577
(6) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限が、令和8年3月31日まで2年延長されました。	578
(7) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の適用期限が、令和8年3月31日まで2年延長されました。	587
(8) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が300人を超えるものが除外された上、その適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。	578
(9) 投資法人に係る課税の特例について、配当等の額の支払額が配当可能利益の額の90%相当額を超えていることとする要件における配当可能利益の額の計算上税引前当期純利益金額から控除することとされる繰越利益等超過純資産控除項目額の計算の基礎となる純資産控除項目額から、貸借対照表において評価・換算差額等に区分された金額が除外されました。	581
(10) 特定の協同組合等の法人税率の特例について、物品供給事業における物品の範囲に電気が含まれることが明確化されました。	583

- | | |
|---|-----|
| (11) 認定株式分配に係る課税の特例について、認定株式分配が適格株式分配に該当するための要件にその認定株式分配に係る完全子法人の主要な事業における事業活動が新事業活動であることとの要件が追加された上、事業再編計画の認定期限が令和10年3月31日まで4年延長されました。 | 585 |
|---|-----|

6 震災税特法関係

- | | |
|---|-----|
| (1) 特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、その適用期限が令和8年3月31日まで2年延長された上、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等の特別償却限度額及び税額控除割合が、次のとおりとされました。 | 588 |
| <p>① 特別償却限度額……その取得価額の45%（建物等及び構築物については、23%）相当額（改正前：その取得価額の50%（建物等及び構築物については、25%）相当額）</p> <p>② 税額控除割合……14%（建物等及び構築物については、7%）（改正前：15%（建物等及び構築物については、8%））</p> | |
| (2) 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度について、法人指定の期限が令和8年3月31日まで2年延長された上、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人がその認定地方公共団体の作成したその認定を受けた復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額の税額控除割合が、9%（改正前：10%）とされました。 | 589 |
| (3) 特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等制度について、その適用期限が令和8年3月31日まで2年延長された上、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得等をした開発研究用資産の特別償却限度額が、その取得価額の30%（その法人が中小企業者等である場合には、45%）相当額（改正前：その取得価額の34%（その法人が中小企業者等である場合には、50%）相当額）とされました。 | 591 |
| (4) 再投資等準備金制度は、法人指定の期限（令和6年3月31日）の到来をもって廃止されました。 | 592 |
| (5) 再投資設備等の特別償却制度は、上記(4)の再投資等準備金制度の廃止に併せて廃止されました。 | 593 |
| (6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例は、適用期限（令和6年3月31日）の到来をもって廃止されました。 | 594 |

租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正	本文 参照頁
1 公益信託に係る相続税・贈与税の見直し	
(1) 公益信託の受託者が遺贈又は贈与により取得した財産（その信託財産として取得したもの）の価額は、相続税又は贈与税の課税価格に算入しないことが明確化されました。	597
(2) 公益信託から給付を受けた財産については、贈与税の課税価格に算入しないこととされました。	597
(3) 相続財産を公益信託の信託財産とするために支出した場合の相続税の非課税措置の対象となる相続財産を金銭に限定しないこととされました。また、この措置の適用を受けた財産の価額を遡って相続税の課税価格の計算の基礎に算入することとなる事由についても見直しが行われました。	598
2 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の改正	
(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の適用期限が令和8年12月31日まで3年延長されるとともに、東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が見直されました。	601
(2) 住宅資金非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となる住宅用の家屋の要件のうち、新築等をした住宅用の家屋の省エネ基準が引き上げられました。	601
3 次世代システムへの対応	604
国税庁長官は、相続税法施行規則に規定する申告書又は調書の書式について必要があると認めるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削除することができることとされました。	
また、この付記や削除に併せて、その書式の大きさについても、産業標準化法第20条第1項に規定する日本産業規格に適合する大きさに変更することができることとされました。	
4 調書の電磁的提出基準の見直し	604
調書の電子情報処理組織（e-Tax 又は認定クラウド）を使用する方法等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった調書の枚数が、30枚以上（改正前：100枚以上）に引き下げられました。	
5 相続税法の規定に基づく更正の請求の対象となる事由の拡充	605
更正の請求の特則の対象となる事由の範囲に、「民法第778条の4の規定による請求があったことにより弁済すべき額が確定したこと」が追加されました。	

6	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し	607
	本特例の適用対象となる結婚・子育て資金の支払先である施設の範囲に、児童福祉法に規定する子育て世帯訪問支援事業又は親子関係形成支援事業に係る施設が追加されました。	
7	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例制度等の改正	608
	特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限（令和6年3月31日）が2年延長されました。	

租税特別措置法等（登録免許税関係）の改正		本文参照頁
1	職権登記等の非課税の範囲の改正	611
	登記機関が職権に基づいてする登記又は登録で登録免許税が非課税となるものの範囲が、人の資格の登録等（登録免許税法別表第1第32号）まで拡充されました。	
2	脱炭素成長型経済構造移行推進機構の創設に伴う非課税の登記等の範囲の改正	612
	脱炭素成長型経済構造移行推進機構がその事務所の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とすることとされました。	
3	認定特別事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置の創設等	612
	産業競争力強化法に規定する特別事業再編計画に係る合併による資本金の額の増加の登記等であって新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和9年3月31日までの間にされたその認定に係る登記に対する登録免許税の税率を1,000分の1（本則1,000分の4）等に軽減する措置が講じられました。	
4	特定創業支援等事業による支援を受けて行う登記の税率の軽減措置の改正	613
	適用対象となる登記の範囲から合名会社及び合資会社の設立登記を除外した上、その適用期限が3年延長されました。	
5	認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減措置の創設	614
	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律に規定する認定開発供給実施計画に係る株式会社の設立登記等であって同法の施行の日から令和9年3月31日までの間にされたその認定に係る登記に対する登録免許税の税率を1,000分の3.5（本則1,000分の7）等に軽減する措置	

が講じられました。

6 特定国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減措置の改正

616

- (1) 適用期限が、令和9年3月31日まで3年延長されました。
- (2) 適用対象となる建造した船舶が海上運送法第39条の23に規定する認定特定船舶導入計画に基づき建造した特定国際船舶に限定された上、その軽減税率が1,000分の2に引き下げられました。
- (3) 国際船舶の各類型の普及状況等を踏まえ、国際船舶の類型についても見直しが行われました。

7 都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税措置の創設

617

都市緑化支援機構（公益社団法人又は公益財団法人であるものに限りま
す。）が、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施
行の日から令和8年3月31日までの間に、都市緑地法第17条の2第4項の規
定等により取得する土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とす
る措置が講じられました。

8 認定鉄道事業再構築実施計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記の税率の軽減措置の創設

619

鉄道事業者が、認定鉄道事業再構築実施計画（令和6年4月1日から令和
9年3月31日までの間に国土交通大臣の認定を受けたものに限りま
す。）に基づき取得する鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業の用に供する土地又
は建物の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率を、1,000分の10（本
則1,000分の20）等に軽減する措置が講じられました。

9 租税特別措置等の適用期限の延長

621

- (1) マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免
税措置等の適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました。
- (2) 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸
付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減措置等の適用期限が令和9年
3月31日まで3年延長されました。

10 租税特別措置の廃止

622

農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の
軽減措置等が廃止されました。

11 国立研究開発法人情報通信研究機構に対する非課税措置の改正

622

登録免許税法別表第3（登録免許税の非課税登記等）に掲名されていた国
立研究開発法人情報通信研究機構が同法別表第2（非課税法人）掲名法人に
変更されました。

国際課税関係の改正	本文 参照頁
1 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の改正 (1) 企業グループ等に係る最終親会社の範囲 企業グループ等に係る最終親会社の範囲から、政府関係会社等のうち国等がその持分の全部を直接又は間接に有する会社等であって、国等の資産を運用することを主たる目的とし、かつ、法人税法施行令第155条の11第1項第2号から第4号までに掲げる要件を満たすもの（ソブリン・ウェルス・ファンド）を除くこととされました。また、他の会社等について最終親会社に該当するかどうかの判定を行う場合には、ソブリン・ウェルス・ファンドが直接又は間接に有する支配持分はないものとみなすこととされました。 (2) 構成会社等に係るグループ国際最低課税額の計算の見直し 無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等が自国内最低課税額に係る税を課されている場合には、無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額の計算上、その自国内最低課税額に係る税の額を控除することとされました。 (3) 個別計算所得等の金額の計算 ① 個別計算所得等の金額の計算における一定の税額控除の額に係る調整の見直し イ 適格適用者変更税額控除額等に係る調整 特例適用前個別計算所得等の金額の計算において、適格適用者変更税額控除額のうち当期純損益金額に係る収益の額としていない金額を当期純損益金額に加算することとされたほか、個別計算所得等の金額の計算における適格適用者変更税額控除額等に係る調整方法について、所要の改正が行われました。 ロ 適格給付付き税額控除額及び適格適用者変更税額控除額以外の税額控除の額に係る調整 特例適用前個別計算所得等の金額の計算において、税額控除の額（適格給付付き税額控除額及び適格適用者変更税額控除額を除きます。）のうち当期純損益金額に係る収益の額としている金額を当期純損益金額から減算することとされました。 ② 資本損益合算選択（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の創設 特定多国籍企業グループ等の選択により、除外資本損益を個別計算所得等の金額に含めることができる資本損益合算選択（除外資本損益に係る	625 626 631 639

る個別計算所得等の金額の計算の特例)が創設されました。

(4) 調整後対象租税額の計算

- ① 還付を受け、又は控除された対象租税の額がある場合における調整後対象租税額の計算の見直し

イ 当期対象租税額の計算上加算される税額控除等の額の範囲の見直し
当期対象租税額の計算上加算される金額の範囲に、当期法人税等の額の計算上減算されている適格適用者変更税額控除額が追加されました。

ロ 当期対象租税額の計算上減算される税額控除等の額の範囲の見直し
当期対象租税額の計算上減算される金額の範囲に、当期法人税等の額の計算上減算されていない非適格適用者変更税額控除額のうちの一定の金額が追加されたほか、当期対象租税額の計算上減算される税額控除等の額の範囲の見直しが行われました。

- ハ 過大であった過去対象会計年度における調整後対象租税額が少額である場合に係る特例の見直し

各対象会計年度において、過大であった過去対象会計年度における調整後対象租税額が少額である場合に係る特例の適用を受ける場合において、その過大であった部分の金額が当期法人税等の額又は費用の額の計算上減算されていないときは、その過大であった部分の金額を構成会社等又は共同支配会社等のその対象会計年度に係る調整後対象租税額から減算することとされました。

- ② 資本損益合算選択を行った場合における一定の導管会社等を通じて得られる税額控除等に係る調整後対象租税額の計算の特例の創設

構成会社等又は共同支配会社等が、各対象会計年度において資本損益合算選択の適用を受ける場合において、適格持分を有するときは、その構成会社等又は共同支配会社等のその対象会計年度に係る調整後対象租税額の計算については、その適格持分を有することにより受ける税額控除の額及びこれに類するものをその調整後対象租税額に加算する等の調整後対象租税額に係る調整を行うこととされました。

- ③ 移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債の取扱いの見直し

移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産がある場合における繰延対象租税額の計算においても、当期純損益金額に係る繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された金額(いわゆる評価性引当額)がある場合には、その金額はないものとし、その当期純損益金額に係る繰延税金資産のうちに、その対象会計年度後

651

653

658

の対象会計年度における法人税等の額を減少させる見込みに変更があったことにより計上された繰延税金資産がある場合には、その繰延税金資産はないものとする」とされました。	
④ 経過措置として認められる被配分当期対象租税額の計算の見直し 国別実効税率の計算を要しないこととされる外国関係会社等に係る特定国別実効税率の計算の見直しが行われました。	658
(5) 国別グループ純所得の金額から控除する金額 複数の国若しくは地域において勤務等する構成会社等若しくは共同支配会社等の従業員等に係る特定費用の額又は複数の国若しくは地域に所在する構成会社等若しくは共同支配会社等の特定資産の額は、その構成会社等又は共同支配会社等の所在地国におけるその勤務等に係る期間又は所在する期間に係る割合が50%以下である場合には、その特定費用の額又はその特定資産の額にその割合を乗じて計算した金額とすることとされたほか、国別グループ純所得の金額から控除する金額について、所要の改正が行われました。	661
(6) 自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準 構成会社等又は共同支配会社等が我が国以外の国又は地域の租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合において、各対象会計年度のその自国内最低課税額に係る税が一定の要件を満たすときは、その対象会計年度のその構成会社等又は共同支配会社等の所在地国に係るグループ国際最低課税額（その構成会社等又は共同支配会社等が無国籍会社等である場合にあっては、その構成会社等又は共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額）は、零とすることができる」とされました。	665
(7) 収入金額等に関する適用免除基準 構成会社等のうちに連結除外構成会社等がある場合において、収入金額要件又は所得金額要件の判定に係るその連結除外構成会社等に係る収入金額、個別計算所得金額又は個別計算損失金額は、国別報告事項（我が国以外の国又は地域におけるこれに相当する事項を含みます。以下同じです。）として提供された又は提供されるものとした場合における一定の収入金額（その連結除外構成会社等に係る部分に限ります。）とすることができる」とされました。	670
(8) 連結除外構成会社等に関する適用免除基準 構成会社等（その構成会社等の所在地国を所在地国とする構成会社等のうちに連結除外構成会社等が含まれるものに限ります。）が各対象会計年度において①又は②の要件のいずれかを満たす場合には、その対象会計年	671

度のその所在地国に係る当期国別国際最低課税額は、零とすることができるとされました。

① 実効税率要件

イに掲げる金額がロに掲げる金額（零を超えるものに限ります。）のうちに占める割合が15%以上であること。

イ その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除きます。）の調整後対象租税額の合計額と国別報告事項として提供された又は提供されるものとした場合における発生税額に係る事項に係る金額（連結除外構成会社等に係る部分に限ります。）との合計額

ロ その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除きます。）の個別計算所得金額の合計額から個別計算損失金額の合計額を減算した金額と国別報告事項として提供された又は提供されるものとした場合における一定の収入金額（連結除外構成会社等に係る部分に限ります。）との合計額

② 通常利益要件

上記①ロに掲げる金額がその構成会社等に係る実質ベース所得除外額以下であること。

(9) 移行期間 CbCR セーフ・ハーバー

675

① 国別報告事項の提供義務がない特定多国籍企業グループ等についても、移行期間 CbCR セーフ・ハーバーの適用を受けることができることとされました。

② 構成会社等又は共同支配会社等の本店に係る移行期間 CbCR セーフ・ハーバーの判定に用いる収入金額、調整後税引前当期利益の額及び税額等の金額から恒久的施設等に係る部分の金額を除くこととされました。

③ 移行期間 CbCR セーフ・ハーバーの判定に用いる収入金額又は税引前当期利益の額に利益の配当の額（その利益の配当を支払う他の構成会社等の連結等財務諸表において費用の額として計上されている額に限ります。）が含まれていない場合には、その収入金額又は税引前当期利益の額にその利益の配当の額が含まれるものとして判定することとされました。

④ 構成会社等が移行期間 CbCR セーフ・ハーバーの適用を受ける場合における国別報告事項は、同一の連結等財務諸表を基礎として作成されたものでなければならないこととされました。

⑤ 構成会社等が移行期間 CbCR セーフ・ハーバーの適用を受ける場合において、その連結等財務諸表の範囲には、一定の場合を除き、特定会

計処理又はこれに準ずる会計処理を適用することが認められる連結等財務諸表を含まないこととされました。	
⑥ 費用又は損失に対応する収入が認識されないケースへの対応等	677
構成会社等が資金供与会社等から直接又は一定の会社等を通じて間接に受ける資金の供与（令和4年12月15日以前に行われた取引を除きます。）であって、これらの取引に係る一定の費用又は損失の額がその構成会社等のその対象会計年度に係る連結等財務諸表に計上されるもの（その資金供与会社等の連結等財務諸表においてこれらの取引に係る収入の額が計上されていない等の一定の要件を満たすものに限ります。）その他一定の取引が行われる場合には、その取引に係る費用又は損失の額を減算しないで、その対象会計年度に係る調整後税引前当期利益の額を計算することとされました。	
⑦ 租税が二重に認識されるケースへの対応	679
構成会社等と他の会社等（その構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する他の会社等又はその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等をいいます。）との間で行われる取引（令和4年12月15日以前に行われた取引を除きます。）に係る法人税等の額及び法人税等調整額の合計額（⑦において「法人税額等」といいます。）がその構成会社等の連結等財務諸表に計上される場合において、その法人税等の額が当該他の会社等の調整後対象租税額又は簡素な実効税率要件の判定における法人税額等の国別合計額に含まれるときは、一定の場合を除き、その国別合計額からその法人税額等を減算することとされました。	
⑧ 共同支配会社等に係る移行期間 CbCR セーフ・ハーバーにおいても、上記⑤から⑦までの改正と同様の改正が行われました。	680
(10) 国際最低課税額に係る確定申告書等の提出期限の特例の創設	680
国際最低課税額に係る確定申告書及び特定基準法人税額に係る確定申告書の提出期限が令和8年6月30日前である場合には、その提出期限は同日とすることとされました。	
(11) 申告書別表の整備	680
各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に係る申告書別表及び特定基準法人税額に対する地方法人税に係る申告書別表が新たに定められました。	
(12) 各国におけるグローバル・ミニマム課税に対する法令上の整備に伴う他の制度の見直し	
① 外国税額控除	682
各国において次に掲げる税に関する法令の整備が行われていることに	

に伴い、外国税額控除制度における外国法人税の範囲について見直しが行われました。 イ 外国における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税（いわゆる Income Inclusion Rule（IIR）に係る税） ロ 法人税法施行令第155条の34第2項第3号に掲げる税（いわゆる Undertaxed Profits Rule（UTPR）に係る税） ハ 自国内最低課税額に係る税（いわゆる Qualified Domestic Minimum Top-up Tax（QDMTT）に係る税） 具体的には、ハの税は外国法人税に該当することとされ、イ及びロの税は外国法人税の範囲から除外することとされました。	
② 適格合併等の範囲に関する特例 法人の所得に対して課される税が存在しない国・地域に本店等がある外国法人が特定軽減課税外国法人に該当するか否かの判定について、ここでいう「法人の所得に対して課される税」には、上記①イからハまでの税が含まれないこととされました。	683
③ 外国子会社合算税制 外国子会社合算税制においても上記①イからハまでの税に係る取扱いについて明確化が行われました。概要については下記2(2)をご覧ください。	683
(13) 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度 ① 特定多国籍企業グループ等報告事項等の見直し等 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人が提供すべき事項は、提供義務者の区分（最終親会社等、一定の中間親会社等若しくは被部分保有親会社等、指定提供内国法人又は左記以外の会社等）に応じた一定の事項とする見直しのほか、それに伴う所要の整備が行われました。	684
② 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供期限等に係る経過措置 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供期限等が令和8年6月30日前である場合には、その提供期限等を同日とすることとされました。	688
2 外国関係会社に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）の見直し	
(1) ペーパー・カンパニーの範囲から除外される外国関係会社に係る判定方法の見直し ペーパー・カンパニーの範囲から除外される外国関係会社に係る収入割合要件の判定方法について、その事業年度に係る収入の金額がない場合には、その収入割合要件の判定を求めないこととされました。	693
(2) 各国におけるグローバル・ミニマム課税に対する法令上の整備に伴う対	694

応

① 適用対象金額の計算

現地法令基準を用いて適用対象金額を計算する場合に、その計算の基礎となる「本店所在地国の法人所得税に関する法令により計算した所得の金額」は、外国における次に掲げる税に関する法令により計算された金額でないこととされました。

イ 外国における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税（いわゆる Income Inclusion Rule（IIR）に係る税）

ロ 法人税法施行令第155条の34第2項第3号に掲げる税（いわゆる Undertaxed Profits Rule（UTPR）に係る税）

ハ 自国内最低課税額に係る税（いわゆる Qualified Domestic Minimum Top-up Tax（QDMTT）に係る税）

② 租税負担割合の計算

税法令がある国に本店等がある外国関係会社に係る租税負担割合について、その租税負担割合の計算における分母の金額に係る「外国法人税に関する法令により計算した所得の金額」は、外国における QDMTT に関する法令により計算された金額でないこととされました。

また、法人の所得に対して課される税が存在しない国・地域（いわゆる無税国）に本店等がある外国関係会社に係る租税負担割合について、ここでいう「法人の所得に対して課される税」には、上記①イからハまでの税が含まれないこととされました。

③ 書類添付義務に係る書類の範囲

内国法人の各事業年度の確定申告書に添付することとされている書類のうち本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写しについて、ここでいう「法人所得税に関する法令により課される税」には、上記①イからハまでの税が含まれないこととされました。

(3) 居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例

695

居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例についても、上記(1)及び(2)と基本的に同様の改正が行われました。

(4) 関連制度の見直し

695

特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例についても、上記(2)③と基本的に同様の改正が行われました。

3 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

(1) 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度等の整備

① 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備

697

イ 居住地国の特定手続

次に掲げる者は、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、居住地国、外国の納税者番号等の所定の事項を記載した届出書（①において「新規届出書」といいます。）を、所定の期限までに、報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければならないこととされました。

(イ) 令和8年1月1日以後に報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う者

(ロ) 令和7年12月31日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている者

ロ 居住地国等の再特定手続

(イ) 暗号資産等取引を行った者による異動届出書の提出

新規届出書を提出した者は、その新規届出書に記載された居住地国等一定の事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた後のその特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、居住地国等の所定の事項を記載した届出書（(ロ)において「異動届出書」といいます。）を、所定の期限までに、報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければならないこととされました。

(ロ) 報告暗号資産交換業者等による新規届出書等を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続

報告暗号資産交換業者等は、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が新規届出書等（上記イにより提出された新規届出書又は上記イにより提出された異動届出書をいいます。二(ロ)において同じです。）に記載された居住地国等一定の事項と異なることを示す一定の情報（(ロ)において「新情報」といいます。）を取得した場合には、所定の期限までに、特定対象者につき新情報の種類等に応じた各特定手続を実施しなければならないこととされました。

ハ 報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供

報告暗号資産交換業者等は、その年の12月31日において、その報告

暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者（報告対象外の者を除きます。）が報告対象契約を締結している場合等には、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、居住地国、外国の納税者番号等及びその年において行われた暗号資産等売買等に係る暗号資産等の種類ごとの名称、その種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額等の所定の事項（二において「報告事項」といいます。）を、その年の翌年4月30日までに、その報告暗号資産交換業者等の本店等の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされました。

（注）「報告対象契約」とは、暗号資産等取引に係る契約のうち、居住地国が報告対象国（租税条約等の相手国等のうち一定の国又は地域をいいます。）である者等が締結しているものをいいます。

二 その他

（イ）暗号資産等取引を行った者等による報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等があった場合の特例

暗号資産等取引を行った者若しくはその関係者又は報告暗号資産交換業者等が、その暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について、提供を回避することを主たる目的の一つとしてその報告事項に係る行為を行った場合等には、その行為がなかったもの等として本制度を適用することとされました。

（ロ）報告暗号資産交換業者等による記録の作成及び保存

報告暗号資産交換業者等は、新規届出書等の提出を受けた場合等には、特定対象者の特定居住地国に関する事項等の所定の事項に関する記録を文書等により作成し、保存しなければならないこととされました。

（ハ）報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供に係る当該職員の質問検査権

税務職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、その報告事項の提供をする義務がある者に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又はその物件（その写しを含みます。）の提示若しくは提出を求めることができることとされました。

（ニ）罰則

新規届出書の提出義務及び報告事項の提供義務に対する違反行為等について所要の罰則を規定することとされました。

② 外国との間での暗号資産等取引情報の自動的な提供のための報告制度の整備

725

イ 報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供

727

報告暗号資産交換業者等は、その年の12月31日において、その報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者（報告対象外の者を除きます。）が報告対象契約を締結している場合等には、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、居住地国、外国の納税者番号等及びその年において行われた暗号資産等売買等に係る暗号資産等の種類ごとの名称、その種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額等の所定の事項（②において「報告事項」といいます。）を、その年の翌年4月30日までに、その報告暗号資産交換業者等の本店等の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされました。

（注）「報告対象契約」とは、暗号資産等取引に係る契約のうち、居住地国が報告対象国（報告事項に相当する事項（居住者及び内国法人に係るものを含みます。）の提供を求めるために必要な措置が講じられている一定の外国をいいます。）である者等が締結しているものをいいます。

ロ その他

728

（イ）暗号資産等取引を行った者等による報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等があった場合の特例

暗号資産等取引を行った者若しくはその関係者又は報告暗号資産交換業者等が、その暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について、提供を回避することを主たる目的の一つとしてその報告事項に係る行為を行った場合等には、その行為がなかったもの等として本制度を適用することとされました。

（ロ）報告暗号資産交換業者等による記録の作成及び保存

報告暗号資産交換業者等は、上記イにより報告事項の提供を行った場合には、その報告事項に関する事項等の所定の事項に関する記録を文書等により作成し、保存しなければならないこととされました。

（ハ）報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供に係る当該職員の質問検査権

税務職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、その報告事項の提供をする義務がある者に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又はその物件（その写しを含みます。）の提示若しくは提出を求めることができることとされました。

（ニ）罰則

報告事項の提供義務に対する違反行為等について所要の罰則を規定することとされました。

(2) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度等の見直し

① 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の見直し

イ 本制度の対象となる特定取引等の定義

(イ) 特定取引の範囲の見直し

i 特定取引の範囲の追加

本制度の対象となる特定取引の範囲に、次に掲げる取引を加えることとされました。

(i) 次に掲げるものの管理に関する契約の締結（預金又は貯金の預入を内容とする契約の締結を除きます。）

a 資金決済に関する法律第2条第5項第1号から第3号までに掲げるもの（一定の前払式支払手段を除きます。）

b 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために特定の者に対して使用することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限るものとし、資金決済に関する法律第2条第5項第1号から第3号までに掲げるもの、有価証券、有価証券とみなされる権利、電子記録債権、前払式支払手段その他これらに類する一定のものを除きます。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができ、かつ、その財産的価値を発行する者に対し、その償還を請求することができるもの

(ii) 電子決済手段、電子記録移転有価証券表示権利等又は暗号資産（デリバティブ取引に関して預託をするものに限ります。）

の預託をすることを内容とする契約の締結

ii 除外取引の範囲の追加

本制度の対象となる特定取引の範囲から除外される「報告を免れるおそれがない取引」の範囲に、報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行われる上記 i (i) に掲げる取引（以下「特定電子決済手段等取引」といいます。）に係る契約において、その特定電子決済手段等取引に係る特定電子決済手段等勘定の残高の合計額の上限が100万円以下であること等の一定の要件の全てを満たすものに係るもの等を加えることとされました。

(ロ) 報告金融機関等の範囲の見直し

本制度の対象となる報告金融機関等の範囲に次に掲げる者を加え

るほか、報告金融機関等（実特令6の7①三～六）に係る収入割合要件の計算の基礎となるその報告金融機関等のその年の収入金額等について所要の見直しをすることとされました。

i 資金移動業者

ii 電子決済手段等取引業者（電子決済手段等取引業者とみなされる者を含みます。）

(ハ) 特定法人の範囲の見直し

特定法人から除外される法人に係る収入割合要件について、法人に係る収入割合の計算の基礎となる投資関連所得の範囲に暗号資産等（暗号資産等に係るデリバティブ取引を含みます。）に係る所得を加えるほか、所要の見直しをすることとされました。

(ニ) 居住地国の範囲の見直し

我が国及び租税条約の相手国等の双方の居住者に該当する者について、租税条約上の「双方居住者の振分けルール」にかかわらず、我が国及びその相手国等の双方を居住地国として取り扱うこととされました。

ロ 居住地国等の特定手続

(イ) 新規届出書が提出されなかった場合の新規特定取引に関する特定手続

報告金融機関等は、令和8年1月1日以後にその報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者が新規届出書を提出しなかった場合には、特定対象者につき、既存特定取引に係る特定手続と同様の手続を実施しなければならないこととされました。

(ロ) 特定対象者の生年月日等を保有していない場合における報告金融機関等による情報取得措置の見直し

報告金融機関等は、特定対象者の本人特定事項等（犯罪収益移転防止法施行規則20①二十～二十四、二十六～二十九）に変更又は追加があることを知った一定の場合には、電話等により、その特定対象者の生年月日及び外国納税者番号等を取得するための措置をとらなければならないこととされました。

ハ 報告金融機関等による報告事項の提供

(イ) 報告対象外の者の範囲の追加

報告対象外の者の範囲に、次に掲げる者を加えることとされました。

i 上場組合等に係る特定組合員等

ii 次に掲げる法人又は特定組合員等

737

742

(i) 上場法人と支配関係に準ずる関係がある法人又は組合等に係る特定組合員等 (ii) 上場組合等に係る特定組合員等と支配関係に準ずる関係がある法人又は組合等に係る特定組合員等 - iii 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者（その特定取引が特定電子決済手段等取引のみであり、かつ、その特定取引に係る特定取引契約資産額の合計額の90日移動平均の金額がその年中のいずれの日においても100万円を超えなかった場合におけるその特定取引を行った者に限ります。）	
(ロ) 報告事項の範囲の見直し 報告事項の範囲に、次に掲げる事項を加えることとされました。 - i 特定法人とその特定法人に係る実質的支配者との関係（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第20条第1項第24号に掲げる関係に該当するものに限ります。） - ii 特定取引に係る契約を締結している者とその特定取引に係る報告金融機関等（一定の組合契約に係る組合等に係るものに限ります。）との関係 - iii 特定取引を行った者の署名等がなされたものであること等の一定の要件の全てを満たす新規届出書等が提出されているか否かの別 - iv 報告対象契約が2以上の者と報告金融機関等との間で締結されているものであるか否かの別等 - v 特定取引の種類 - vi 新規特定取引又は既存特定取引の別	
② 台湾との間での金融口座情報の自動的な提供のための報告制度の見直し 上記①の非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の改正を踏まえ、同様の改正が行われました。	748
4 その他	
(1) 対象純支払利子等に係る課税の特例の改正 令和12年4月1日から令和17年3月31日までの間に開始する事業年度における超過利子額の損金算入の対象に、当該事業年度開始前10年以内に開始した事業年度（令和4年4月1日から令和7年3月31日までに開始した事業年度に限ります。）に係る超過利子額を含むこととされました。	749
(2) 子会社株式簿価減額特例の改正 株式等の帳簿価額から減算する金額に関する特例計算（金額特例）の対	753

象に、対象配当等の額を受ける日の属する他の法人の事業年度（(2)において「対象事業年度」といいます。）の期間内に特定支配日がある場合を加え、この場合（利益剰余金期中増加及び期中配当等があった場合（その対象事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合にあっては、利益剰余金期中増加及び期中配当等があった場合に準ずる場合）に限ります。）における特定支配後増加利益剰余金額は、①に掲げる金額から②に掲げる金額を減算した金額とされました。

① その対象配当等の額を受ける直前の当該他の法人の利益剰余金の額からその対象事業年度の前事業年度（その対象事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時。下記②において同じです。）の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額とその対象事業年度開始の日から当該直前の時までの期間内に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額とを合計した金額

② その特定支配日の前日の当該他の法人の利益剰余金の額からその前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額とその対象事業年度開始の日から当該前日までの期間内に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額とを合計した金額

また、上記の改正に伴い、②に掲げる金額を適用回避防止規定等における判定に用いることとするための規定の整備が行われました。

- (3) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例の改正 755

本特例の適用期限が、令和9年3月31日まで3年延長されました。

- (4) 振替社債等の利子等の課税の特例の改正 756

非居住者又は外国法人が振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権に該当するものにつき支払を受ける剰余金の配当等の非課税措置は、適用期限（令和6年3月31日）の到来をもって廃止されました。

- (5) 振替国債等の利子の課税の特例等における番号確認書類の範囲の改正 757

非居住者で個人番号を有するものに係る個人番号を証する書類の範囲に個人番号カードが追加されるとともに、その書類の範囲から還付された個人番号カードが除外されました。

- (6) 特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例等における外国法人税相当額等の通知に係る電子交付の特例等の改正 759

特定目的会社等が、個人又は法人からのその支払の確定した特定目的会社の収益の分配に係る通知外国法人税相当額等の書面による通知に代えて

行うその書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供についての承諾を得ようとする場合において、その特定目的会社等が定める期限までにその承諾をしない旨の回答がないときはその承諾があったものとみなす旨の通知をし、その期限までにその個人又は法人からその回答がなかったときは、その承諾を得たものとみなすこととされました。

租税条約の締結

本文
参照頁

日本・ギリシャ租税条約の締結

我が国とギリシャ共和国との間の租税条約が署名されました。条約の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 事業利得については、企業が進出先国内に支店等の恒久的施設を設けて事業活動を行っている場合に、その恒久的施設に帰属する利得に対してのみ、進出先国において課税することができることを規定しています。 767
- (2) 投資所得（配当、利子及び使用料）については、以下のとおり、源泉地国（所得が生ずる国）における課税の上限（限度税率）が設けられ、又は課税が免除されることを規定しています。 769
770
772

配 当	5 %：持分保有割合10%以上・保有期間 6 か月以上（注） 10%：その他
利 子	免税：政府受取等 10%：その他
使用料	5 %

（注） 持分は、日本法人支払の場合は議決権、ギリシャ法人支払の場合は資本又は議決権を指します。

- (3) 条約の規定に適合しない課税は、両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決されることを規定しています。また、両国の税務当局間の協議により 3 年以内に事案が解決されない場合には、第三者から構成される仲裁委員会の決定に従って解決されることを規定しています。 779
- (4) 国際的な脱税及び租税回避に効果的に対処するため、両国間における租税に関する情報交換及び租税債権の徴収に関する相互支援を行うことを規定しています。 782
- (5) 条約の特典の濫用を防止するため、第三国内に存在する恒久的施設に帰属する所得に対して第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであった 786

と認められる場合については、条約の特典は認められないことを規定しています。	
(6) 条約は、両国それぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要であり、条約は第213回国会で承認されました。）を経た後、両国間で外交上の公文の交換を行い、交換の日の後30日目の日に効力を生ずることとなります。	787

消費税法等の改正	本文 参照頁
一 プラットフォーム課税制度の創設 国外事業者が国内において行う消費者向け電気通信利用役務の提供がデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者（特定プラットフォーム事業者）を介して収受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該消費者向け電気通信利用役務の提供を行ったものとみなす、プラットフォーム課税制度が創設されました。	791
二 国外事業者に係る事業者免税点制度の特例の見直し等 1 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、国外事業者については、特定期間における1,000万円の判定を給与等の金額の合計額により行うことはできないこととされました。	795
2 新設法人又は特定新規設立法人の納税義務の免除の特例について、外国法人が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した事業年度等については、基準期間がないものとみなして、新設法人又は特定新規設立法人に該当するかどうかの判定を行うこととされました。	796
3 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人に該当するかどうかを判定する判定対象者の売上高の基準に、判定対象者の基準期間相当期間の全世界における総収入金額が50億円を超える場合が加えられました。	797
4 その課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者は、簡易課税制度の適用を受けられないこととされました。	798
5 免税事業者等である一人又は一社からの課税仕入れの合計額が、その年又は事業年度で10億円を超える場合、その超えた部分の課税仕入れについては、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けることができないこととされました。	799

三 金地金等の仕入れ等を行った場合の納税義務の免除の特例	800
事業者が課税期間中に行った金地金等の仕入れ等の合計額が200万円以上である場合には、当該課税期間の初日以後3年を経過する日の課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限することとされました。	
四 新たな公益信託制度の創設に伴う見直し	803
公益信託に関する信託財産に係る資産の譲渡等及び課税仕入れ等の帰属について、委託者課税から受託者課税に見直すとともに、公益信託の受託者は、各公益信託の信託資産等及び固有資産等ごとにそれぞれ別の者とみなして、消費税法の規定を適用することとされました。	
五 その他の改正	
1 課税仕入れに係る資産が輸出品販売場により消費税が免除されたものであることを、課税仕入れの時点でその課税仕入れを行う事業者が知っていた場合には、その仕入税額控除の適用を認めないこととされました。	805
2 特例輸入者が特例申告に係る納期限の延長を申請する場合の担保の提供については、税関長が消費税の保全のために必要があると認める場合にのみ担保の提供を命ずることができることとされ、その納期限の延長を申請する場合の担保の提供については、原則不要とされました。	806
3 虚偽の更正の請求に基づく受還付犯（未遂犯を含みます。）について、消費税の罰則の対象に追加することとされました。	807
4 外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税制度について、外国公館等による所定の証明書の提示については、外務省が整備及び管理をする情報システムによる情報提供をもって代えることができることとされ、外国公館等による免税購入表の提出については、当該免税購入表に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供をもって代えることができることとされました。	807
5 漁港及び漁場の整備等に関する法律において新たに創設された漁港水面施設運営権を消費税法上の調整対象固定資産とすることとされました。	808
6 消費税が非課税とされる身体障害者用物品について、装具等の定義の見直しが行われたほか、個別商品についての所要の見直しが行われました。	808
7 消費税に係る帳簿の記載事項の見直し等	809
(1) 適格請求書等の交付を受けることが困難である場合の一定の取引について、帳簿へ相手方の住所等の記載が不要とされるものの範囲に、自動販売機等による課税仕入れでその税込価額が3万円未満のもの並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れでその税込価額が3万円未満のものが追加されました。	
(2) 簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額	

控除に関する経過措置（いわゆる２割特例）を適用する事業者が、令和５年１０月１日以後に国内において行う課税仕入れにつき税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額について、継続適用を条件として当該課税仕入れに係る支払対価の額に１１０分の１０を乗じた金額とすることが認められることが明確化されました。

租税特別措置法等（間接税等関係）の改正	本文 参照頁
一 酒税関係の改正 国税庁における次世代システムの導入に伴い、酒類業組合等に係る申請書等の様式について、国税庁長官が必要である場合に、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとされました。	811
二 たばこ税関係の改正 １ 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限が１年延長されました。 ２ 製造たばこ製造者が保税地域から自己の製造たばこの製造場へ引き取る製造たばこのうち試験検査の用に供されるものを未納税引取制度の対象に加えることとされました。	812
三 揮発油税及び地方揮発油税関係の改正 沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限が３年延長されました。	813
四 石油石炭税関係の改正 輸入沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限が３年延長されました。	814
五 自動車重量税関係の改正 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限が２年延長されました。	815
六 印紙税関係の改正 １ 公益信託に関する法律に規定する公益信託の信託行為に関する契約書（同法の規定による一定の行政庁の認可を受けた後に作成されるものに限りま す。）には、印紙税を課さないこととされました。 ２ 国立研究開発法人情報通信研究機構の印紙税法上の位置付けを別表第３（非課税文書の表）から別表第２（非課税法人の表）に変更することとされました。	818
	820

3 脱炭素成長型経済構造移行推進機構が作成する脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第54条第1項各号に掲げる業務に関する文書を非課税文書とすることとされました。	822
4 都市緑化支援機構が作成する古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第14条第1項第1号に掲げる業務として行う同法第13条第1項に規定する対象土地の買入れ等に係る不動産の譲渡に関する契約書を非課税文書とすることとされました。	823
5 社会保険診療報酬支払基金が作成する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の25第1項各号に掲げる業務に関する文書を非課税文書とすることとされました。	825
6 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が3年延長されました。	825
7 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が1年延長されました。	827
七 その他間接税等関係の改正 特例輸入者が特例申告に係る納期限の延長を申請する場合の担保の提供については、税関長が酒税等の保全のために必要があると認める場合にのみ担保の提供を命ずることができることとされ、その納期限の延長を申請する場合の担保の提供については、原則不要とされました。	828

国税通則法等の改正	本文参照頁
一 処分通知等の電子交付の拡充	
1 電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により行うことができる処分通知等の範囲の抜本的拡充 電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により行うことができる処分通知等の範囲について、「国税庁長官が定める処分通知等」という限定が廃止されました。	831
2 電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式の見直し等 電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式について、電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機から、あらかじめ、電子メー	831

メールアドレス及びその旨を入力して送信する方式（改正前：電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により処分通知等を受ける旨をその処分通知等に係る申請等に併せて入力して送信する方式）とされました。

二 隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備

833

過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、「隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合」が追加されました。

三 偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の整備

839

偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社がその国税を納付していない場合において、滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員又は有限責任社員を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が被支配会社に該当する場合におけるその役員又は有限責任社員に限ります。以下「特定役員等」といいます。）は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた国税の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その偽りその他不正の行為があった時以後に、その特定役員等が移転を受けたもの及びその特定役員等が移転をしたもの（その取引の内容その他の事情を勘案して、その取引の相手方との間で通常の取引の条件に従って行われたと認められる一定の取引として移転をしたものを除きます。）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うこととされました。

四 保全差押え等を解除しなければならない期限の整備

844

保全差押え又はその保全差押金額について提供されている担保に係る国税について、その納付すべき額の確定がない場合におけるその保全差押え又は担保を解除しなければならない期限を、その保全差押金額をその者に通知をした日から1年（改正前：6月）を経過した日までに延長する措置が講じられました。

五 その他納税環境整備関係の改正

1 税務代理権限証書等の様式の整備

847

税務代理権限証書等の様式について、国税庁長官は、必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとされるとともに、その記載事項から、「所属税理士会・支部」が除外されました。

2 個人番号を利用した税理士の登録事務等の利便性の向上

851

(1) 税理士の登録申請手続の見直し

① 税理士の登録事項の整備

税理士の登録事項について、「個人番号」が追加されるとともに、その登録事項のうち「本籍」が「本籍地都道府県」とされました。

② 税理士の登録申請における戸籍抄本等の添付省略

税理士の登録申請書について、戸籍抄本及び住民票の写しの添付を要しないこととされました。

③ 電子情報処理組織を使用する方法により行う添付書面等の提出方法の拡充

電子情報処理組織を使用する方法により日本税理士会連合会又は税理士会に対して行うこととされている申請等を行う者は、その申請等に関する規定に基づき添付すべきこととされている書面等でその書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、その書面等の記載事項を一定の要件を満たすようにスキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録をその申請等と併せて送信することをもって、その書面等の提出に代えることができることとされました。

(2) 税理士試験の受験手続等の見直し

852

① 税理士試験受験願書等の様式の整備

次に掲げる申請等の様式について、個人番号を記載することができるよう、所要の整備が行われました。

イ 税理士試験受験資格認定申請書

ロ 税理士試験受験願書

ハ 研究認定申請書

ニ 税理士試験免除申請書

ホ 研究認定申請書兼税理士試験免除申請書

② 税理士試験の受験手数料等の電子納付手続の整備

税理士試験の受験手数料又は認定手数料について、電子情報処理組織を使用する方法による申請等により国税審議会会長から得た納付情報により納付することができることとされました。

3 長期間にわたり供託された換価代金等の配当がされない事態へ対応するための措置の整備

854

(1) 供託の事由が消滅した旨の届出

換価代金等の供託がされた場合における当該供託に係る債権者は、その供託の事由が消滅したときは、直ちに、その旨を税務署長に届け出なければ

ばならないこととされました。

(2) 届出の催告

税務署長は、換価代金等の供託がされた場合において、その供託がされた日（催告によりその供託に係る供託の事由が消滅していない旨の届出をした場合にあっては、最後にその届出をした日）から上記(1)の届出がされることなく2年を経過したときは、当該供託に係る債権者に対し、その供託に係る供託の事由が消滅しているときは上記(1)の届出をし、又はその供託に係る供託の事由が消滅していないときはその旨の届出をすべき旨を催告しなければならないこととされました。

(3) 供託に係る債権者を除外して供託金について換価代金等の配当を実施する旨の決定

上記(2)の催告を受けた当該供託に係る債権者が、催告を受けた日から14日以内に上記(1)の届出又は上記(2)の供託の事由が消滅していない旨の届出をしないときは、税務署長は、当該供託に係る債権者を除外して供託金について換価代金等の配当を実施する旨の決定をすることができることとされました。

地方税法等の改正

本文
参照頁

1 個人住民税

(1) 個人の道府県民税及び市町村民税について、定額による特別税額控除を次により実施することとされました。

① 令和6年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、次の措置が講じられました。

イ 前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」といいます。）の所得割の額から1万円（控除対象配偶者又は扶養親族（この法律の施行地に住所を有しない者を除きます。以下「控除対象配偶者等」といいます。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき、1万円を加算した金額）を控除することとされました。

ロ 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除における特例控除額の控除限度額及び公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額について、特別税額控除前の所得割の額とすることとされました。

865

ハ	普通徴収について、令和6年6月に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和6年度中に普通徴収すべき税額から、順次控除する等所要の措置が講じられました。	
ニ	特別税額控除対象納税義務者の給与所得に係る特別徴収について、均等割の額及び所得割の額ともに令和6年6月において徴収せず、特別税額控除後の給与所得に係る特別徴収税額を同年7月から翌年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収することとされました。	
ホ	公的年金等に係る所得に係る特別徴収について、令和6年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和6年度中に特別徴収される公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から、順次控除する等所要の措置が講じられました。	
②	令和7年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及びこの法律の施行地に住所を有しない者を除きます。）を有するものに限ります。）の所得割の額から1万円を控除することとされました。	
(2)	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が令和7年12月31日まで延長されました。	870
(3)	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が令和7年12月31日まで延長されました。	870
(4)	新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置が講じられました。	871
(5)	所得税における住宅ローン控除の見直しに伴い、所要の措置が講じられました。	873
2	地方法人課税（法人住民税・法人事業税）	
(1)	当分の間、所得等課税法人以外の法人で資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」といいます。）が1億円以下のもののうち、前事業年度の事業税について地方税法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象法人」といいます。）に該当したものであって、払込資本の額が10億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとされました。	875
(2)	令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）の事業税（公布の日を含む事業年度の前事業年度の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、公布日の前日の現況により資本金1億円以下であると判定され、かつ、公布日以後に終	876

了した各事業年度分の事業税について地方税法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象外である法人」といいます。）に該当したものの行う事業に対する事業税を除きます。）については、上記(1)にかかわらず、所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもののうち、公布の日を含む事業年度の前事業年度から最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度分の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、払込資本の額が10億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとされました。

- (3) 所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもの等のうち次に掲げる法人に該当するものについて、外形標準課税の対象法人とすることとされました。

878

① 特定法人（払込資本の額が50億円を超える法人及び相互会社等をいいます。以下同じです。）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額（公布の日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの

② 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものがあるものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（公布の日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの（①に掲げる法人を除きます。）

- (4) 上記(3)①又は②に掲げる法人に該当するかどうかを判定する日等について所要の整備が行われました。

881

- (5) 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画について認定を受けた認定特別事業再編事業者である法人が、特別事業再編計画に従って行う一定の特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下「取得等の日」といいます。）以後引き続き有している等の一定の要件を満たす場合において、当該他の法人及び当該認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編計画の認定の申請の日前5年以内に株式等の取得等をした一定の他の法人のうち資本金1億円以下のもの等について、上記(3)①又は②に掲げる法人に該当する場合であっても、取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度分の事業税に限り、外形標準課税の対象外であ

882

る法人とすることとされました。

- | | |
|--|-----|
| (6) 所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもの等のうち上記(3)①又は②に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額（以下「令和八年度分基準法人事業税額」といいます。）が、当該法人を外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき事業税額（以下「比較法人事業税額」といいます。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額（以下「令和九年度分基準法人事業税額」といいます。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額は、令和九年度分基準法人事業税額から控除することとされました。 | 882 |
| (7) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日までとする等所要の措置が講じられました。 | 883 |
| (8) 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和9年3月31日まで延長する等の措置が講じられました。 | 884 |
| (9) 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次の措置が講じられました。
① 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が100分の1.5以上である場合（当該法人が中小企業者等である場合に限ります。）に控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとされました。
② 控除額について、控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすることとされました。 | 884 |
| (10) 法人税割の課税標準である法人税額について、産業競争力基盤強化商品を生産及び販売した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置が講じられました。 | 886 |
| (11) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、一定の場合における電気供給業を行う法人の一定の収入金額を追加する課税標準の特例 | 887 |

措置が講じられました。	
(12) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該電気供給業を行う法人が広域的運営推進機関に対して電気事業法に掲げる一定の業務に係る対価として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置が講じられました。	888
(13) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人の収入金額のうち、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。	889
(14) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、旧一般電気事業者等が分社化した後の当該分社化に係る電気事業者の間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。	889
(15) 税負担軽減措置等の延長	890
① 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。	
② 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。	
③ 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。	
④ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。	
⑤ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。	
⑥ 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。	
⑦ 株式会社地域経済活性化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置	

の適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。	
(16) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産について生ずる所得について、公益信託の委託者等が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすこととする特例措置は廃止されました。	890
(17) 新たな公益信託制度の創設に伴い、法人が受託者となる公益信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなすこととする等の措置が講じられました。	890
(18) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の委託者等は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなすこととする特例措置は廃止されました。	890
(19) 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置が講じられました。	890
(20) 社会保険診療に係る所得割の課税標準の特例措置について、旧介護保険法の規定に基づく一定の介護療養施設サービス等が適用対象から除外されました。	891
(21) 中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税額の還付を受けた場合において、当該事業年度の法人税割の課税標準となる法人税額から当該還付を受けた法人税額を控除し、控除しきれない額は翌年度以降に控除することとされました。	891
(22) 中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税額の還付を受けた場合において、当該中間期間の属する事業年度の所得の計算上、当該災害損失欠損金額に相当する金額は益金の額に算入しないこととされました。	891
3 地方消費税	
(1) 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務を除きます。）のうち、国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととされました。	892
(2) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産に係る取引については、その受託者に対し、当該受託者の固有資産に係る取引とは区別して地方消費税を課する等の措置が講じられました。	892
(3) 偽りその他不正の行為により、譲渡割に係る還付（更正の請求に基づく更正によるものに限ります。）を受けた場合（未遂の場合を含みます。）について、罰則規定が設けられました。	892

(4) 地方消費税の清算等に使用する統計について、所要の規定の整備を行うこととされました。	892
4 不動産取得税	
(1) 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則４％）を３％とする特例措置の適用期限が令和９年３月31日まで延長されました。	893
(2) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の２分の１とする特例措置の適用期限が令和９年３月31日まで延長されました。	893
(3) 税負担軽減措置等の創設	894
① 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産について、当該取得が令和８年３月31日までに行われたときに限り、非課税措置が講じられました。	
② 都市緑地法に規定する都市緑化支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和８年３月31日までに行われたときに限り、非課税措置が講じられました。	
(4) 税負担軽減措置等の延長	896
① マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する特定要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限が令和８年３月31日まで延長されました。	
② 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から１年（本則６月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限が令和８年３月31日まで延長されました。	
③ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限が令和８年３月31日まで延長されました。	
④ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和８年３月31日まで延長されました。	
⑤ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和８年３月31日まで延長されました。	
⑥ 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和８年３月31日まで延長されました。	
⑦ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取	

得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。	
⑧ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和8年3月31日まで延長されました。	
(5) 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置は廃止されました。	898
5 軽油引取税	
(1) 次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。	899
① 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り	
② 自衛隊又は日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊（以下「オーストラリア軍隊」といいます。）が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り	
③ 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り	
④ 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り	
⑤ 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り	
(2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に関する法律に実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。	899
(3) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油	899

を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。	
(4) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。	899
(5) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、一定の船舶が適用対象から除外されました。	899
6 自動車税・軽自動車税	900
合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割又はこれらのものの所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収について、地方団体の条例で定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によらなければならないこととする等所要の措置が講じられました。	
7 固定資産税・都市計画税	
(1) 令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置が次のとおり講じられました。	908
① 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」といいます。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとされました。ただし、商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとされました。また、宅地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとされました。	
② 上記①にかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じです。）に対する割合をいいます。以下同じです。）が0.7を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすることとされました。	

③ 上記①にかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすることとされました。

④ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとされました。

負 担 水 準 の 区 分	負 担 調 整 率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

⑤ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」といいます。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置が講じられました。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に100分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとされました。

⑥ 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に100分の6以上100分の7未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとされました。

⑦ 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、上記⑥又は⑦の減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）に100分の110以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとされました。

(2) 令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準により

912

修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとされました。

- (3) 令和7年度から令和9年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置が講じられました。 913

- (4) 税負担軽減措置等の拡充等 914

① 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与する一定の機械設備に係る課税標準をその価格の2分の1の額とした上、その対象資産の取得期限が令和8年3月31日まで延長されました。

② 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限ります。）に係る課税標準をその価格に7分の6を参酌して14分の11以上14分の13以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては7分の6）（改正前：3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては3分の2））を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限が令和8年3月31日まで延長されました。

- (5) 税負担軽減措置等の延長 916

① 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を令和7年度までに新たに固定資産税が課されるものとするものとされました。

② 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限が令和8年度まで延長されました。

③ 日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が令和8年3月31日まで延長されました。

④ 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限が令和8年度まで延長されました。

⑤ 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得され、又は改良された津波

- 対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が令和10年3月31日まで延長されました。
- ⑥ 津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設若しくは同法に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分又はこれらの施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その指定避難施設の指定に係る期限又は管理協定に係る締結期限が令和9年3月31日まで延長されました。
- ⑦ 農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が10年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その農地中間管理権の取得期限が令和8年3月31日まで延長されました。
- ⑧ 農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（同法の規定による公告があった地域計画において地図に表示された農用地等に係る農業を担う者に限ります。）の利用に供する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が令和8年3月31日まで延長されました。
- ⑨ 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては2分の1）（改正前：2分の1）を乗じて得た額とした上、その整備期限が令和8年3月31日まで延長されました。
- ⑩ 電波法に規定する無線局（地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であって地域社会の諸課題の解決に寄与する一定のものに限ります。）の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が令和7年3月31日まで延長されました。
- ⑪ 特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する認定事業者が設置した一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が令和9年3月31日まで延長されました。
- ⑫ 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置に

ついて、建築基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を行った上、その対象資産の新築期限が令和8年3月31日まで延長されました。

- ⑬ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限が令和8年3月31日まで延長されました。
 - ⑭ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置について、その取得期限が令和8年3月31日まで延長されました。
 - ⑮ 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限が令和8年3月31日まで延長されました。
 - ⑯ 耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限が令和8年3月31日まで延長されました。
 - ⑰ 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限が令和8年3月31日まで延長されました。
 - ⑱ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限が令和8年3月31日まで延長されました。
 - ⑲ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限が令和8年3月31日まで延長されました。
 - ⑳ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工を行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の改修期限が令和8年3月31日まで延長されました。
 - ㉑ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限又は改良期限が令和8年3月31日まで延長されました。
- (6) 税負担軽減措置等の整理合理化

① 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、石綿が含まれている一定の産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設を適用対象から除外した上、その対象資産の取得期限が令和8年3月31日まで延長されました。	
② 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、木竹を原材料として製造される燃料を製造するための一定の設備に係る課税標準をその価格の4分の3（改正前：3分の2）の額とした上、その対象資産の取得期限が令和8年3月31日まで延長されました。	
(7) 一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置は廃止されました。	923
(8) 新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該区分所有に係る住宅が当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとされました。	924
8 狩猟税	
(1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。	925
(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。	925
(3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。	925
9 事業所税	
特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認を受けた経営改善措置に関する計画に基づき実施する事業の用に供する一定	926

の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、次の措置が講じられました。

- (1) 適用期限が法人にあっては令和8年3月31日まで、個人にあっては令和7年分まで延長されました。
- (2) 特例の対象に特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律による改正後の特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する調達安定化措置に関する計画に基づき実施する事業の用に供する一定の施設を加えることとされました。

10 国民健康保険税

926

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する措置等が講じられました。

11 航空機燃料譲与税

928

空港関係市町村及び空港関係都道府県に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準について、譲与額の4分の1の額を延べ重量で、他の4分の1の額を旅客数で、2分の1の額を騒音地区内の世帯数で按分して譲与することとされました。

12 森林環境譲与税

929

市町村及び都道府県に対する森林環境譲与税の譲与の基準について、譲与額の100分の55（改正前：10分の5）に相当する額を私有林人工林の面積で、100分の25（改正前：10分の3）に相当する額を人口で按分して譲与することとされました。

13 納税環境整備

- (1) 重加算金の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加えることとされました。 930
- (2) 偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けた株式会社等がその地方団体の徴収金を納付し、又は納入していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員等は、一定の額を限度として、その滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負うこととされました。 931
- (3) 保全差押金額を限度とした差押え等に係る地方団体の徴収金について、その納付し、又は納入すべき額の確定がない場合における当該差押え等を解除しなければならない期限は、その保全差押金額をその者に通知をした日から1年（改正前：6月）を経過した日までとされました。 932